

報告書へ未掲載の事例（全文）

～ 目 次 ～

(1) 公務災害における補償の範囲	3
(2) 熊本市公的オンブズマン条例検討委員会の検討委員	7
(3) 区民会議の設置に関する市民参加	8
(4) 区民会議の設置方法	8
(5) 区民会議設置目的の条例改正案の上程等に際しての不備	11
(6) 障害物の撤去	14
(7) バス停の廃止	15
(8) 公募委員の選考	19
(9) 介護保険料の算定方法	23
(10) 市道陥没による事故に対する補償	26
(11) 下水道工事に伴う被害	29
(12) 農産物の駅検討委員会の運営方法	32
(13) 手術に際しての対応（要約）	36
(14) 国民健康保険の医療機関への保険給付	37
(15) 市電軌道敷内の「緑のじゅうたん」など	48
(16) 上下水道料金徴収システムのリース契約	49
(17) オンブズマン制度の運用	49
(18) 市長の公約予算など	50
(19) 在日外国人への公金の支出	51
(20) 街路灯など	51
(21) 街路灯の点検・維持管理	53
(22) 広域避難場所の設定	53
(23) 道路管理	53
(24) 市街地の自転車設備の撤去、オンブズマン制度	55
(25) 不正入居	56
(26) 公園内の街灯など	56
(27) 児童相談所への一時保護	57
(28) 市が契約している保険会社の対応	58
(29) オンブズマン制度への不満	59
(30) 市職員の懲戒処分	60
(31) 市職員の懲戒処分	60
(32) 市職員の懲戒処分	60

(3 3) 地域包括支援センターの入札.....	60
(3 4) 課税地積・面積の変更.....	61

※ (1 3) については、個人情報保護の観点から要約のみの掲載

(1) 公務災害における補償の範囲

【苦情申立ての趣旨】

平成22年度の国勢調査員として、国勢調査票等の回収の仕事に従事していたところ、平成22年〇月〇日の公務中に小型犬にかまれ傷害を負ったため、公務災害申請を行った。その後、申請が認められることとなった。しかし、慰謝料については、公務災害から除外されており、個人が請求することとなっている。

慰謝料についても当然に公務災害に含まれるべきである。また、仮に慰謝料が公務災害から除外されるとしても、慰謝料の支払いについては市が相手方に対して請求するのが筋であるとする。

さらに、本件は公務災害を申請してから1年以上経っており、他の制度における申請と比較しても、支払われるのが遅く、もっと早く支払われるべきである。

【市の回答】

1 国勢調査は、統計法第5条に基づく基幹統計調査であり、市としては地方自治法第2条第9項第1号に規定する「第1号法定受託事務」として携わることとなります。(国勢調査令第16条第2項)。そして、調査にあたる国勢調査員は、国家公務員法第2条に規定する一般職に属する非常勤の国家公務員という身分となります。

国家公務員が公務上の災害を受けた場合には、公務災害補償制度を利用することができます。公務災害制度とは、国が職員の使用者として、その職員またはその遺族に対してその災害によって生じた損害を補償し、あわせて、福祉事業をおこなうものであります。

今回のケースでは、国勢調査員である申立人は、一般職に属する非常勤の国家公務員になりますので、この補償が適用されることとなります。

2 補償の種類については、国家公務員災害補償法第9条に規定されており、今回の申立人の場合、「療養補償」にあたり(同条第1号)、「療養補償の範囲」については療養上相当と認められるものとなります(同法第10条及び第11条)。

いわゆる慰謝料については、この範囲からは除外されています。除外されている理由は国家公務員災害補償制度の立法趣旨に照らし、国がその職員の使用者として、その職員又はその遺族に対してその災害によって生じた「身体的損傷」による損害を補償するとともに、被災した職員及びその家族を経済的困窮から保護することによって必要な福祉事業を行おうとするものであることから、慰謝料等の「精神的損害」は、公務の対象から除外されているものと考えられるからです。

3 上記の理由により慰謝料が除外されている以上、慰謝料については私人間で話し合うべき事項であり、市が介入するようなことではないと考えられます。したがって、市としては、加害者に対して、市が慰謝料を請求することは適切ではないと考えています。

4 公務災害を申請してから、給付されるまでに時間がかかっているとのことですが、公務災害の認定申請及び補償請求については、国に対して行うものですが、国勢調査令第1

5条の定めにより、その事務連絡については、県知事が、総務大臣、他の都道府県知事及び市町村長との連絡に関する事務を行うようになっており、仲介的に県が国と市との間を取り持つかたちとなっています。したがって、「市→県→国」という事務連絡のかたちをとるため、市が単独で給付を行うようなことができるものに比べますとどうしても時間がかかってしまうこととなります。通常の処理においても、1年は要することとなります。この点に関しましてはご理解いただけると幸いです。

市としては、最善を尽くしておりますが、今回のように申立人を待たせるような結果になってしまったことについて大変申し訳なく思っていると同時に、国家公務員の災害補償手続に関する法制度上の課題について十分認識しておりますので、今後は申請者に対してできる限り速やかに給付できるように、国や県に対して事務処理の迅速化を図るよう要請するなど努力していきたいと思います。

【オンブズマンの判断】

申立ては、国勢調査員として国勢調査票等の回収のために訪問した家庭で小型犬に咬まれて傷害を負ったことに関わるものですが、申立人は3点を問題にしています。第一点は、公務災害と認められても、治療費等の実費のみで慰謝料が含まれていない、第二点は、慰謝料は個人が相手方に請求することになっているが、市が相手方に請求するのが筋である、第三点は、公務災害の申請から1年以上経ってもまだ支払われていない、もっと早く支払われるべきである、ということです。

市の回答にあるように、国勢調査の調査員は国家公務員法第2条に規定する一般職に属する非常勤の公務員であり、公務中に災害があった場合には、熊本市を窓口として、熊本県が仲介し、人事院規則に定められた基準と書類の様式に従って国（統計局）に公務災害の認定を請求することになっています。公務上の災害の範囲は、国家公務員災害補償法第9条に規定された補償の種類に従うこととなりますが、申立人の案件は第9条第1項第1号に規定する「療養補償」に該当することとなります。

第一点については、慰謝料が補償の範囲から除外されている理由が問題になります。公務災害補償制度の特質は、第一に、国が無過失責任を負って補償すること、第二に、災害の補償は、職員に生じた身体的損害のみを対象にしていることにありますが、その理由は、「国家公務員災害補償制度の立法趣旨」に求められています。国がその職員の使用者として、その職員又はその遺族に対してその災害によって生じた身体的損傷による損害を補償するとともに、被災した職員及びその家族を経済的困窮から保護することによって必要な福祉事業を行おうとするものであることから、慰謝料等の「精神的損害」は公務の対象から除外されている、というのが市の回答でした。

第二点についての市の回答は、上記の理由によって除外されている以上、慰謝料については私人間で話し合うべき事項であって、市が介入することではない、というものでした。

第三点に関わる公務災害の申請から支払いまでの期間については、市→県→国という連

絡事務になるために、通常の処理でも 1 年は要することにならざるをえないことを理解してほしい、という回答でした。それと同時に、申立人を待たせる結果になったことは申し訳ないという思いが表明され、今後国や県に対して事務処理の迅速化を図るように要請することにも努める、という姿勢が示されました。

以上の申立て内容とそれに対する市の回答をもとに、オンブズマンは次のように考えます。

1 第一点について

公務災害補償制度は、市の回答にあるように、国家公務員が公務上の災害を受けた場合に、国はその職員の使用者として、その職員又はその遺族に対してその災害によって生じた損害を補償し、あわせて必要な福祉事業を行うもの、とされています。国勢調査員は一般職に属する非常勤の国家公務員としてこの補償が適用されることになっています。この制度の特質は、すでに市の回答にあるように、災害の発生について使用者（国）の過失の有無を問わず、職員の受けた損害を補填する責任を負う、使用者（国）の無過失責任主義を建前としていること、職員に生じた身体的損害のみを対象としており、物的損害も精神的損害も対象とされていないことにあります。

公務災害補償制度ができるまでは、過失責任の原理に基づく民事上の損害賠償制度のみがありました。他人の不法行為によって損害を被った被害者は、法的に損害賠償を得るためには、加害者に過失があったことを証明しなければなりません。

この制度的状況を改善し、被害者の迅速な補償のために、無過失責任の原則に基づいて制度化されたのが、民間労働者に対する労働災害補償制度であり、公務員に対する公務災害補償制度です。いずれの制度も、民事上の損害賠償制度を支える過失責任主義を修正して、無過失責任の原理に基づいて制度化されたものです。しかも、被害者を迅速に救済するために、補償の範囲が身体的損害と休業補償などの財産的損害に限定されました。公務災害補償制度は、労働災害補償制度と同様に、公務災害によって生じた全損害の一部分（一定の財産的損害のみ）を簡易迅速に補償する制度として設計されていますので、慰謝料を補償の範囲から除外したのには合理的な理由があるものと考えます。慰謝料(精神的損害)については、従来と同様に、民事上の損害賠償制度に委ねられていることとなります。確かに、慰謝料も定額化して公務災害補償制度に組み込むことも制度設計としては考えられます。しかし、そこまで無過失責任原理を徹底させることは、一方では被害者の補償を手厚くするように思われますが、他方では、補償の低い水準における定額化という問題と誰が補償の財源を負担するのかという問題を生じさせますし、損害賠償制度を、加害者の過失責任およびその基礎にある道徳的責任を軽視する事故補償制度へと変質させることになるのではないかと恐れます。慰謝料をどのように扱うかは、今後の補償制度の設計の仕方に関わる問題ですが、現行制度を現時点で大きく変えることは難しいのではないかと思います。

2 第二点について

公務災害補償制度を前提としないでまず一般的に考えてみますと、人が飼い犬に咬まれた場合には、咬まれた人は飼い主に対して民法上の損害賠償を請求することになります。被害者の受けた損害には、治療費、負傷により出費した経費（診断書代、交通費など）、慰謝料などが含まれます。民事上の損害賠償は過失責任主義に基づいていますが、民法 718 条 1 項は、動物の占有者は動物が他人に加えた損害を賠償する責任をもつと規定し、その但書には、動物の占有者が動物の種類と性質に従い「相当の注意」をもって保管したときには、損害賠償責任を負わない、とあります。飼い主は無過失責任を負うわけではなく、飼い主が責任を負うかどうかは「相当の注意」をもって犬の保管をしたか否かによることになります。被害者がつねに損害を賠償してもらえらるわけではありません。

今回、国勢調査で訪問した世帯で犬に咬まれたことは、公務遂行中で公務災害として認定されました。申立人のケースでは、国が身体的損害のみを療養費として補償することになります。申立人は、公務災害の認定を求めるのではなく、飼い主に対して民事上の損害賠償を請求することもできますが、その場合には治療費だけでなく慰謝料も請求することができます。

国による公務災害の認定と飼い主による民事上の損害賠償との調整が必要になりますが、申立人のケースのように、公務災害と認定されて身体的損害が国によって補償される場合には、申立人が飼い主に請求できるのは慰謝料のみになります。日本の現在の制度では、労働災害補償制度・公務災害補償制度と民事上の損害賠償制度が併用されていますので、前者の補償の範囲に含まれない損害については、後者の制度による請求が認められます。

今回の場合で申しますと、申立人が飼い主に慰謝料を請求し、飼い主がその請求に応じない場合には、申立人と飼い主は紛争化することになります。両者が紛争当事者として交渉によって合意形成ができなければ、申立人か飼い主のいずれかが第三者に援助を求めることになります。

申立人は、市が飼い主に対して慰謝料を請求するのが筋だと主張されていますが、公務災害補償の範囲から慰謝料が除外されている以上、市は、慰謝料について申立人を代理する立場にはないと言わざるをえません。申立人の依頼に応じて、申立人と飼い主の間に介入するのも適切ではないと思います。市が申立人に代わって飼い主に慰謝料を請求すれば、飼い主は、市が正当な根拠なしに一方的に申立人に加担していると思うはずですから、それでは行政の公正さが疑われることになりかねません。

申立人が飼い主と紛争化した場合に、公正な第三者として利用されうるのは、①弁護士、②弁護士会紛争解決センターまたは司法書士会調停センター、③民事調停、などですが、これらの方法によっても解決ができない場合に、申立人が飼い主に慰謝料を請求しようと思えば、民事訴訟を利用せざるをえなくなります。

3 第三点について

○月○日に国勢調査票の回収中に小型犬に咬まれるという事故が発生してから、○月○日には公務災害の認定申請が開始されたにもかかわらず、翌年○月○日に公務災害と認定され、○月○日に申立人に公務災害認定通知と公務災害補償通知書が届き、療養補償請求書類の提出依頼を求められています。そして○月○日に補償費支給決定通知が申立人に届いています。公務災害の申請から支給決定までおよそ1年かかっているのは、申立人のご批判にあるように、通常の間感からすれば、長くかかりすぎているように思われます。しかしながら、手続の経過をみますと、これだけの時間がかかったのは市の怠慢によるのではなく、市を窓口にして市から県を経て国に請求するという仕組みによるところが少なくないことがわかります。ただ、今回の申立人のケースでは、国から県を経て市に対して公務災害申請書の修正が3回も求められたこと、療養補償請求書および示談書に代わる書類の修正も一度求められたことが、通常以上に時間のかかった付加要因だったと思います。したがって、現行の公務災害補償手続の仕組みを前提としましても、申請から支払いまでの時間を短縮する余地はまだあるように思います。県と国に要請して全体としての事務処理が迅速になるように努めたいという市の意欲ある姿勢に期待したいと思います。

(2) 熊本市公的オンブズマン条例検討委員会の検討委員

【苦情申立ての趣旨】

熊本市公的オンブズマン条例検討委員会の検討委員に「審議会等の設置等に関する指針」に反して、職員である熊本市企画財政局次長を選任した。当会は7月6日付市長宛公開質問状で上記の要綱条文違反を指摘し、説明を求めたが、納得のいく説明がないまま、委員として継続した。

【オンブズマンの判断】

1 あなたの上記苦情申立てを調査いたしましたところ、オンブズマン条例検討委員会の委員に市職員1人（熊本市企画財政局次長）が入っておりますが、これは別紙1の平成22年4月28日から施行された「熊本市公的オンブズマン条例検討委員会運営要綱」の3条において「検討委員会は、委員5人以内で構成する。」とし、学識経験者2人、弁護士1人、公募委員1人、市職員1人とされています。そのため、平成22年7月1日、委員を委嘱するにつき、市職員1人が入ったものです。

このように市職員1人を入れることになったのは、検討委員会の目的・性質からして、オンブズマンの制度上の位置づけ、任命、身分、責任、管轄、申立手続、調査、守秘義務など法令上の法的根拠や行政の業務執行手続等に詳しい職員の委員選任を行なうことで第三者機関としてのオンブズマン制度が円滑かつ十分に機能することに配慮できるのではないかと考えたことによるものです。なお、このことは審議会の設置等に関する指針第7条第1項第2号のただし書きの規定を適用できる場合に該当することにもなります。

2 上記要綱の規定は不合理なものではありませんが、市の影響が強くなる虞があるとの

指摘もありますので、このような市職員1人の選任が、その後、なんらかの形で検討委員会の討議において偏向を生じさせていないか調査いたしました。

検討委員会は、別紙2の「熊本市公的オンブズマン条例検討委員会の開催経過」のとおり平成22年7月1日から同年11月1日までの間に前後5回にわたって行なわれておりますが、すべて市民に対して公開して行なわれておりますので、この市民に対して公開することからも特定の委員の圧力で議事進行がなされる状況にはなかったもので、また、平成22年8月31日の意見交換会などを通して市民の方々の意見を聞き、市民の方から独自の条例案も出され、その案ではオンブズマンを公募するようになっていたので公募も検討したが、公募に賛成する委員はいなかったものの、この公募の意見に対しては、その意見を踏まえて「熊本市公的オンブズマン条例の検討に関する意見書」のⅠオンブズマン制度における基本的考え方の3オンブズマンの組織等の(2)オンブズマンの任命において、「任命するにあたっては、市民に対する説明責任を果たす意味から、その過程などにおいて透明性を高めるよう努めなければならないと考える」との文言を明記し、さらに、同意見書のⅡオンブズマン制度に関する留意点(意見)の4オンブズマン選考に際しての透明性の確保において、「オンブズマンの任命は、市長が、市民の代表である議会の同意を得て行うものであるが、そこに至るまでの選考にあたっては、市民に対する説明責任を果たす意味から、人選の基準や選考過程について可能な限り明らかにするなど、その透明性を確保する方策について十分検討する必要があると考える。」との文言で明記しているとのことでした。このようなことも市民の意見が取り入れられていると言ってよいのではないかと思います。

パブリックコメントも平成22年12月1日から平成23年1月7日まで行われ、そこで出された市民の方の意見を入れて、条例案3条4項の文言修正もおこなわれているとのことでした。

3 以上のことからすると、市職員1人を委員にいたしたことは要綱にもとづくものであり、そこには合理的な理由もあり、実際においても、そのことが検討委員会の検討につき不合理な偏向を生じさせるようなことはなかったと言えますので、その選任に瑕疵はなかったものと判断いたしました。

(3) 区民会議の設置に関する市民参加

(4) 区民会議の設置方法

【苦情申立ての趣旨】

(3)

十分な時間があつたにもかかわらず、区民会議について市民参画型の検討会を行っていない。所管課における検討は平成22年8月ころから開始されている。区民会議の設置は、市民の権利・生活等に重大な影響を及ぼすものであり、「市民参画と協働の推進条例」第5

条に規定する「市民参画の対象」に該当する事項であり、市長等は市民参画の機会を設けなければならない。当会の公開質問状に対して、「市民参画の手法が取られていれば、自治基本条例の自治運営の基本原則を満たすものとする」と回答しているが、行われたのはパブコメだけで、市民参画の手法は採られていない。

(4)

区民会議を独立した一本の「個別条例での設置は可能である」と回答しているのに、附属機関設置条例の改正によって設置しようとしている。この附属機関設置条例は監査委員から「条例によらず、要綱等で設置した審議会等は条例化すべき」との指摘を受け、違法状態を緊急避難的に一括規定するために制定されたものである。このような目的・性格・背景を持つ条例に基づいて設置することは、その趣旨に反し、法令遵守という立場からも許されない。附属機関設置条例による設置は、2条項「別表」に「属する執行機関」「設置目的」を追加記入するのみ。区民会議の組織・運営・任務・役割については要綱で定めるため、議会へ正式な議題として提案されない。議会で審議させるのは「設置目的」だけ。設置条例改正による設置は、議会では議論させずに、させたように見せかける「偽装」であり、議会制民主主義、二元代表制を否定するものである。

【オンブズマンの判断】

1 あなたの申立てを調査いたしましたところ、区民会議の設置については、「熊本市市民参画と協働の推進条例の改正」と「熊本市附属機関の設置条例の改正」という2本の改正案の形で提案されております。市議会において、市民参画と協働の推進条例の改正案については可決されましたが、附属機関の設置条例の改正案については否決されております。

なお、可決された市民参画と協働の推進条例の改正案は、別添の「熊本市市民参画と協働の推進条例の改正について」のとおりです。

2 これらの改正案は、熊本市が平成24年4月の政令指定都市移行と同時に区制（中央区、東区、西区、南区、北区）がスタートすることになりますが、五つの行政区は人口や産業構造、地域の伝統文化や自然風土などそれぞれに特性が異なりますので、それぞれの特性を活かしたまちづくりを市民の参画と協働で進める仕組みとして「区民会議」というものを市が提案したものです。区民会議は、区の特色を活かしたまちづくりを進めるため、それには多くの区民の参加で、一緒になって区ごとの課題解決を考えていくことが区の魅力を引き出し、その向上につながるものと考えていることによるものです。

そのため、市は、平成23年6月議会中の政令指定都市に関する特別委員会において「区民会議（素案）」（区民会議要綱案）を提示して説明し、さらに7月、8月に同素案についてのパブリックコメントを実施して、その結果、委員数を15名から20名以内とする変更や、審議を協議とする文言の修正を行いました。そして、この度の平成23年第4回定例会において、政令指定都市移行に伴い区政が施行される平成24年4月に区民会議を設置するため、区民会議を市長の附属機関に加えるための熊本市附属機関設置条例の一部改

正として提案が行なわれました。市の区民会議の要綱の案では、区民会議は市長の附属機関で、学識者や校区自治協議会からの代表、公募の市民など20人以内で任期は2年で構成し、区の振興ビジョンや地域課題の解決策を調査・協議し、区長と市長に報告するというものです。

なお、「区民会議（素案）」（区民会議要綱案）については別添の「区民会議（素案）」をご覧ください。また、熊本市附属機関設置条例の一部改正については、同素案の2頁の熊本市附属機関設置条例（案）及び別添の「熊本市附属機関設置条例」をご覧ください。

3 ところで、上記提案に対し、市議会は、平成23年12月9日の総務委員会で、議会や地域の校区自治協議会（全92校区のうち82校区で設置済み。）との役割分担はどうか、合併特例区協議会（合併した富合、城南、植木の旧三町に5年間置くことが約束されている。）との役割分担はどうか、十分に地域の声は吸い上げられるのかとか、市民としての一体感醸成の途上にある合併町の現状を考えれば政令市移行と同時設置は時期尚早、行政や議会との関係、位置付けが明確でないなど指摘して否決いたしました。さらに、その後の平成23年12月16日の本会議でも、区民会議の設置条例を否決しましたが、その理由は、

（1）富合、城南、植木の合併三町では熊本市との一体感を深めているところであり、現時点での区単位の協議組織の設立はその機運に水をさすことが心配される。

（2）合併三町をはじめ、住民の声を拾い上げる基礎となる校区自治協議会等、既存の自治組織の設立が不十分であり、区内の意見集約が確実に行なわれるか不安がある。

（3）区民会議の位置づけや運営手法、権限、費用など、内容が明確でないという指摘に対して、市当局の見解は、区民会議の設置後に考えていくという回答であり納得できない。などというように現時点での設置に対する否定的な意見が続出し、設置時期、役割等、制度のさらなる精査が求められました。その結果、区単位での住民協議組織の必要性は認めたいうえで、2000人市民委員会等、他の市民意見集約方法とのすみわけを明確にするべきという意見や、区のまちづくりは市がビジョンを提案したうえで各区の市民に対し意見を求めるべきである。住民の参画により区の特徴を生かしたまちづくりを進める組織として区民会議を位置づけるには、市の附属機関とせず、地方自治法第252条の20に定める区の自治組織として設置すべきとの指摘がなされた後、区民会議の設置は時期尚早との見解により、条例改正案が全会一致により否決されました。

閉会后、「合併特例区協議会が存続する区もあり、設置は時期尚早、区が出発して2～3年経ち、落ち着いてから作ればいい。」「区毎の特性を生かした特色ある街づくりに区民の意見を取り入れる仕組みになっていない。」などの意見もでました。

4 以上の次第で、議員、会派によっても考えは様々なのですが、結局のところ、区民会議の設置は時期尚早との見解で全会一致により否決されました。しかし、区のまちづくりに住民の意見を聞く場を設けることを否定されたわけではありません。市の狙いが全くの

的外れというものではないと思います。そのことは、前記の市民参画と協働の推進条例の改正案に「市は、それぞれの区の区域における課題の解決に向けた合意の形成ができるよう、必要に応じ、協議の場を設けるものとする。」（第21条2項）とありますが、これについては可決されていることから明らかです。

したがって、市としては、区全体の課題やまちづくりを話し合う場の早期設置に向けて、名称や位置づけを含め全体的に制度設計を見直した上で、あらためて議会の下承を得たいとの考えです。

5 したがって、あなたの申立てにおける個別条例によるべき等のご指摘は、上記のように総務委員会及び市議会本会議などにおいても同様の指摘がなされております上、それぞれの区の区域における課題に向けた合意の形成ができるよう、必要に応じ、協議の場を設けることについては、今回の改正で市民参画と協働の推進条例に明文化（第21条2項）されましたので、市が今後行なう制度設計の見直しで考慮されていくものと思われま

（5）区民会議設置目的の条例改正案の上程等に際しての不備

【苦情申立ての趣旨】

強引な議案上程と否決の結果を導いた熊本市政令指定都市推進室に対する苦情がある。

熊本市政令指定都市推進室によって、12月議会に上程され、総務委員会及び本議会において全会一致で否決された「区民会議」設置目的の附属機関設置条例改正案にあつては、本市自治において最高規範性を有する「熊本市自治基本条例」に違反しての起案及び諸手続きを強引に進めたことにより、多くの市民へ不利益を与えた。特に、市民等からの前期条例違反との再三の指摘及び「改めて市民参画による起案を」など諸手続きのやり直しの要望を無視して、12月議会上程へと進めたことによる今般の失策は、以下二点の市民にとっての不利益が生じている。

①政令市における区政の内、区のまちづくりへ市民参画が遅れる元凶を作ったこと。

②再度議案と成すには、再度の諸手続きが必要となり、経費の無駄使いとなること。

（行政へ申し出ていた熊本市自治基本条例違反について：要約）

起案：計画立案段階への市民参画の権利を奪っています。

パブリックコメント：施策の正しい情報の提供を怠っています。

1. 施策の立案段階からの市民参画を原則としている条例に違反

〔違反条文〕 第2条定義（4）、第3条自治の基本理念の（2）と（5）、第4条自治運営の基本原則（2）、第12条市政の基本原則（1）、第27条参画の原則（1）、第30条市民参画・協働のための仕組み（1）

2. パブリックコメントの実施に際しての公開情報不足による条例違反

〔違反条文〕 第3条自治の基本理念の（4）、第12条市政の基本原則（3）、第22条説明責任、第25条情報共有の原則（1）

3. 最高規範性を持つ熊本市自治基本条例そのものに違反

〔違反条文〕 第38条最高規範性（1）

追記：執行機関への今後求めたい要望として

1. 「熊本市自治基本条例」違反を反省し、市民へ謝罪し、同条例に則り、早急に計画立案段階からの市民参画による施策づくりの実施等、諸手続きのやり直しを求める。
2. 市民の指摘を理解しようとしなかった担当職員には、何らかのペナルティーを課すことを求める。

【オンブズマンの判断】

- 1 あなたの申立てを調査いたしましたところ、区民会議の設置については、「熊本市市民参画と協働の推進条例の改正」と「熊本市附属機関の設置条例の改正」という2本の改正案の形で提案されております。

市議会において、市民参画と協働の推進条例の改正案については可決されましたが、附属機関の設置条例の改正案については否決されております。

なお、可決された市民参画と協働の推進条例の改正案は、別添の「熊本市市民参画と協働の推進条例の改正について」のとおりです。

- 2 これらの改正案は、熊本市が平成24年4月の政令指定都市移行と同時に区制（中央区、東区、西区、南区、北区）がスタートすることになりますが、五つの行政区は人口や産業構造、地域の伝統文化や自然風土などそれぞれに特性が異なりますので、それぞれの特性を活かしたまちづくりを市民の参画と協働で進める仕組みとして「区民会議」というものを市が提案したものです。区民会議は、区の特徴を活かしたまちづくりを進めるため、それには多くの区民の参加で、一緒になって区ごとの課題解決を考えていくことが区の魅力を引き出し、その向上につながるものと考えていることによるものです。

そのため、市は、平成23年6月議会中の政令指定都市に関する特別委員会において「区民会議（素案）」（区民会議要綱案）を提示して説明し、さらに7月、8月に同素案についてのパブリックコメントを実施して、その結果、委員数を15名から20名以内とする変更や、審議を協議とする文言の修正を行いました。そして、この度の平成23年第4回定例会において、政令指定都市移行に伴い区政が施行される平成24年4月に区民会議を設置するため、区民会議を市長の附属機関に加えるための熊本市附属機関設置条例の一部改正として提案が行なわれました。市の区民会議の要綱の案では、区民会議は市長の附属機関で、学識者や校区自治協議会からの代表、公募の市民など20人以上で任期は2年で構成し、区の振興ビジョンや地域課題の解決策を調査・協議し、区長と市長に報告するというものです。

なお、「区民会議（素案）」（区民会議要綱案）については別添の「区民会議（素案）」をご覧ください。また、熊本市附属機関設置条例の一部改正については、同素案の2頁の熊本市附属機関設置条例（案）及び別添の「熊本市附属機関設置条例」をご覧ください。

3 ところで、上記提案に対し、市議会は、平成23年12月9日の総務委員会で、議会や地域の校区自治協議会（全92校区のうち82校区で設置済み。）との役割分担はどうか、合併特例区協議会（合併した富合、城南、植木の旧三町に5年間置くことが約束されている。）との役割分担はどうか、十分に市民の声は吸い上げられるのかとか、市民としての一体感醸成の途上にある合併町の現状を考えれば政令市移行と同時設置は時期尚早、行政や議会との関係、位置付けが明確でないなど指摘して否決いたしました。

さらに、その後の平成23年12月16日の本会議でも、区民会議の設置条例を否決しましたが、その理由は、

- (1) 富合、城南、植木の合併三町では熊本市との一体感を深めているところであり、現時点での区単位の協議組織の設立はその機運に水をさすことが心配される。
- (2) 合併三町をはじめ、住民の声を拾い上げる基礎となる校区自治協議会等、既存の自治組織の設立が不十分であり、区内の意見集約が確実に行なわれるか不安がある。
- (3) 区民会議の位置づけや運営手法、権限、費用など、内容が明確でないという指摘に対して、市当局の見解は、区民会議の設置後に考えていくという回答であり納得できない。

などというように現時点での設置に対する否定的な意見が続出し、設置時期、役割等、制度のさらなる精査が求められました。その結果、区単位での住民協議組織の必要性は認めたとうえで、2000人市民委員会等、他の市民意見集約方法とのすみわけを明確にするべきという意見や、区のまちづくりは市がビジョンを提案したうえで各区の市民に対し意見を求めるべきである。住民の参画により区の特徴を生かしたまちづくりを進める組織として区民会議を位置づけるには、市の附属機関とせず、地方自治法第252条の20に定める区の自治組織として設置すべきとの指摘がなされた後、区民会議の設置は時期尚早との見解により、条例改正案が全会一致により否決されました。

閉会后、「合併特例区協議会が存続する区もあり、設置は時期尚早、区が出発して2〜3年経ち、落ち着いてから作ればいい。」とか、「区毎の特性を生かした特色ある街づくりに区民の意見を取り入れる仕組みになっていない。」とかの意見もでました。

4 以上の次第で、議員、会派によっても考えは様々なのですが、結局のところ、区民会議の設置は時期尚早との見解で全会一致により否決されました。

しかし、区のまちづくりに住民の意見を聞く場を設けることを否定されたわけではありません。市の狙いが全くの的外れというものではないと思われます。そのことは、前記の市民参画と協働の推進条例の改正案に「市は、それぞれの区の区域における課題の解決に向けた合意の形成ができるよう、必要に応じ、協議の場を設けるものとする。」（第21条2項）とありますが、これについては可決されていることから明らかです。

したがって、市としては、区全体の課題やまちづくりを話し合う場の早期設置に向け

て、名称や位置づけを含め全体的に制度設計を見直した上で、あらためて議会の了承を得たいとの考えです。

- 5 したがって、あなたの申し立てた「強引な議案上程と否決の結果を導いた熊本市政令指定都市推進室に対する苦情」については、上記のように総務委員会及び市議会本会議などにおいても同様の指摘がなされております上、それぞれの区の区域における課題に向けた合意の形成ができるよう、必要に応じ、協議の場を設けることについては、今回の改正で市民参画と協働の推進条例に明文化（第21条2項）されておりますので、市が今後行なう制度設計の見直しで考慮されていくものと思われま

（6）障害物の撤去

【苦情申立ての趣旨】

平成23年6月に自宅を新築し、転居したが、自宅前の道路を挟んだ向かいの住人の迷惑行為に悩まされている。

その住人は、市道に自転車を置き、電柱にくくりつけているような状態で、車両や歩行者の通行を妨げている。また、住宅建築中には投石や侵入行為などを行いそれにより被害を受け、警察にも相談した。この状況を改善すべく7～8月に市に問い合わせ、担当の職員が現地の写真撮影を行ったみたいだが、その後数ヶ月経っても、自転車は放置されたままの状態であり、市からも何ら連絡がない。あのような行為が放置されていることは許されるべきことではなく、市からの何らかの説明及び対応を求める。

【市の回答】

申立人が主張するように、平成23年7月に申立人から市に対し「道路上の電柱に向かいに住むアパートの住人が自分の土地と主張するために自転車をくくりつけている」との苦情を受けましたので、同日、現地に赴き自転車等について現況確認を行い、現場の写真撮影を行いました。

その後、同年8月に申立人に対し「現地の確認を行い、写真を撮ってきました。土地の境界が決まっています市道上であれば撤去の指導を行うことができます。アパートの方の土地となると土木総務課からの指導は難しいですね」との説明をおこないました。

これに対し、申立人から「先日も水をかけられたため、警察に被害届を出している。今回は警察も動いてくれそうだ」また「何か警察などの動きがあったときは教えてください」ということをお伺いしました（このほかにも落書きをされた、卵をなげつけている、ほうきを持って追いかけるなどの説明を受けました）。この時点で、市としては、一応の説明を行ったものと考えていました。

その後、アパートの住人とは接触をとるようなことはありませんでしたが、この件につき特に進展がみられないため、申立人に対して電話連絡等は行っていませんでした。

申立人が主張するように、市としては、このような事実状態が継続していることについ

ては把握しておりましたが、現段階では私有地と市道との境界が確定されていないため、市としては即座に放置されている自転車を撤去することはできないので、このような状態が長引くことにいたっているものと考えております。今後、市としては、土地所有者との間で境界を確定できるように接触をとっていこうと考えており、境界が確定され自転車が放置されている場所が市道であることの確認をとることができ次第、自転車を撤去しようと考えています。

もともと、申立て後の同年11月に調査した結果、アパートの住人が長期不在のため、アパートの住人と連絡を取ることが難しく、境界確定の手続をとることは困難な状況にあるといえます。

【オンブズマンの判断】

1 本件につき調査しましたところ、自転車等が市道の土地に置かれているように思われましたが、設置者の言い分は、市道上に置いているのではなくて、自分の土地に他人が入らないように自転車等でバリケードをはっているとのことでした。

2 すなわち、設置者は、自分の土地と主張しており、設置者の土地と市道との境界を確認する官民境界確定の手続がなされておらず、また、当該土地が市有地であることを証するにたりる明白な資料が市に存在しておりません。どのような経緯で、この土地が市道のように舗装がなされたのかも立会などの資料がなくて不明です。したがって、市は、設置者の主張を直ちに排斥できる根拠を有しておりません。

市としては、設置者と交渉し、私有地と市道との境界の確定を行うことを目指していますが、設置者と連絡を取って意思疎通を図ることが困難なため、今日に至っております。

3 私人のプライバシーの問題もあり、申立人に対する説明が不十分となったかもしれませんが、以上の事情で、自転車等を直ちに撤去することができない状態です。

（7）バス停の廃止

【苦情申立ての趣旨】

平成23年2月上旬に、春日池上線第2工区に接続する春日（北岡）陸橋撤去に伴う迂回付替え道路を運行していた定期バスの走行ルートが変更になり、春日池上線仮線を走行するようになった。そのため、五反バス停・春日寺前バス停が廃止されることになった。高齢者などの交通弱者にとっては、今まで保障されていた公共交通利用権・移動権を奪われるかたちとなった。

今回のような今までの福祉維持を損なうような市政執行行為は、諸法令・熊本市諸条例・各主管局等の総合計画指針等の条例理念等の不遵守にあたるものと考え、憤りを感じる。そこで、両バス停を再び設置することにより高齢者・交通弱者等の公共交通機関利用権・移動権等の利便性を復元し、福祉維持の復活を図ってほしい。

【市の回答】

1 まず、これまでの経緯について説明しますと、平成13年3月に熊本駅周辺の都市計画施設の都市計画決定がなされており、この際に、JR線路の東西を繋ぐ道路機能は、九州新幹線事業と連続立体交差事業に伴い、春日陸橋が撤去され、新設される春日池上線に転換するという方針が決定されました。

この決定につきましては、平成12年9月1日に地元説明会を開催し、地元住民に対して、全体的な計画を説明し、今回の都市計画決定についてご理解いただくように努めてまいりました。

平成20年7月には当初の計画どおり、春日陸橋が撤去されることになり、JR線路の東側については、新設された春日池上線（第1工区）に道路機能とともにバスルートが切り替えられましたが、施工スケジュール上西側については春日池上線（第2工区）が未着工であるので、新幹線線路に並行して仮整備した道路を迂回し、従来の道路を利用することとしていました。

春日陸橋撤去につきましても、平成20年4月24日に熊本県が地元説明会を行い、「平成22年度末の春日池上線開通までは、通過交通は暫定的に新幹線側道を経由して従来の道路を利用するが、春日池上線の開通後は、同路線に切り替わる」旨の説明を行ってきました。

そして、平成23年3月に春日池上線（第2工区）が開通し、JR線路の東西を結ぶ交通を春日池上線に切り替え、それに伴い両バス停が移設されました。

平成22年3月17日には、平成22年度施工工事の地元説明会において、工事完成後の交通形態、バスルートの変更、両バス停の移設等について説明を行いました。平成22年12月8日にも、同年3月17日の説明会での要望、質問を検討した結果について説明会を開催し、従来のバスルートの存続は、道路構造上不可能なため、別ルートの検討結果等を説明しました。申立人は、従来のバスルートの存続を強く要望されていたにもかかわらず、「春日池上線の右折は不可能であるため、小型バスにより新幹線側道から春日池上線を左折して、春日小学校方面から市内方面へ向かうルートだけでも従来のバスルートの存続ができないか検討する」との回答を行いました。

平成23年2月1日には、平成22年12月8日の説明会での検討事項の報告のため説明会を開催し、申立人を含め地元住民の方に改めて、道路の構造と安全性確保の観点から、新幹線側道から春日池上線への左折については引き続き検討するが、仮に可能であったとして、連続立体交差事業の関係で、施行は平成24年9月以降となる、との説明を行いました。

2 以上の経緯を踏まえ、市としては、両バス停を同じ場所に再び設置することについて、交通管理者、バス事業者と協議を重ねて参りましたが、従来のバスルートを存続させることは、春日池上線をJR線路東側から新幹線側道への右折は道路構造上不可能であり、交

通安全確保の観点から困難であると考えています。これは、道路管理者の熊本県と共に様々な角度から検証を重ねた結果であります。

申立人からの提案で、従来のバスルートを存続させるために交差点を設置することにより右折を可能にすればよいのではないかとのことでしたが、交差点を新たに設置するとありますと、都市計画について変更決定を行うことが必要であり、今までの計画そのものを見直すことは、計画を遂行するにあたり更なる時間と費用を要することになります。これは、仮に区画整理により実施する場合は、換地計画の変更を行う必要となりますが、現在全ての換地指定が完了し、一部は既に土地利用が図られているため、交差点を新たに設置する公共用地の追加は区画整理事業地区内全ての権利者に影響を与える結果になってしまいます。また、申立人が提案された場所の JR 線路東側近接地において、交差点が設置される予定ですので、申立人が提案された場所に交差点を設置しますと、円滑な道路交通を阻害するものとなります。

以上のように、両バス停を同じ場所に設置することは困難ですが、従来のバス停から約 250 メートルの距離に代替となるバス停を設置しております。これまでの利用者の方には不便な思いをさせることとなりますが、熊本駅周辺の街づくりの一環としてご理解いただき、事業の推進にご協力をいただきたいと考えております。

市としては、熊本市自治基本条例第 3 条にありますように「住民の意思」を適切に反映し、関係法令等を遵守しながら、今後もよりよいまちづくりを推進していきたいと思えます。

【オンブズマンの判断】

- 1 五反バス停及び春日寺前バス停の両バス停は、平成 23 年 3 月、春日寺前バス停（春日保育園前バス停）に移設されております。

これは、いわゆる九州新幹線を作ることから、平成 13 年 3 月、熊本駅周辺の都市計画施設の都市計画決定がなされましたが、その際、JR 線路の東西をつなぐ道路機能については、新幹線事業及び連続立体交差事業の施工に伴って春日陸橋が撤去され通行不能となるので、あらたに JR 線路の東西をつなぐ道路として新設される道路（春日池上線）に転換することにしてきたことから、平成 23 年 3 月に新設道路の春日池上線が開通し、両バス停を春日寺前バス停（春日保育園前バス停）に移設したものです。

なお、移設前は、平成 20 年 7 月ころ、JR 線路の東側（第 1 工区）については、新設された春日池上線の第 1 工区に道路機能と共にバスルートが切替えられ、JR 西側（第 2 工区）については、未だ工事中だったので、その完成をみるまでは、新幹線の線路に並行して仮整備した道路を、古道踏切の地点で右左折し、春日陸橋のあった地点で右左折し、春日寺前バス停、五反バス停の旧バスルート（田崎春日線）を迂回路として運行していました。（別紙迂回通行のお知らせ参照）

そして、平成 23 年 3 月、春日池上線の第 2 工区が完成し、春日池上線が開通となり、そ

の開通後は、JR線路の東西を結ぶ道路機能が春日池上線に転換されております。

その結果、これまで春日寺前バス停及び五反バス停を利用していた利用者は、春日寺前バス停（春日保育園前バス停）や電気検定所前バス停を利用することになりました。

- 2 申立人は、この移設によって、これまで春日寺前バス停及び五反バス停の両バス停を利用していた利用者らは、250mほど離れた春日寺前バス停（春日保育園前バス停）を利用しなければならないことになり、一部利用者には便利になるかもしれないが、花岡山中腹から裾野にかけての高齢者にとっては距離が遠くなり、そのため不便を受けているので、元通りのバスルートを継続すべきであるとしております。

すなわち、両バス停の移設は、新幹線事業に係る都市計画にもとづく結果なのかもしれないが、両バス停がなくなることにより自分を含めた高齢者などの交通弱者の公共機関を利用した移動が不便になったので、その利便性を復元し、福祉維持を図って欲しいというものです。

- 3 この点については、市においても、申立人の申し出を受けて、従来路線に戻せないか検討しておりますが、春日池上線が幅員30メートルの幹線道路となり交通量も増大するので、かつての古道踏切の地点で右左折するためには同所に設置予定の中央分離帯を設置せずに、同所に交差点を設置しなければならないこととなりますが、その様にすることは交通の安全確保の上から問題があり（現況では在来線の線路を車が妨害する虞があります。）、道路管理者及びバス事業者の同意が得られず、また、交通の安全を確保するためなら、同所に信号機を設置すれば良いのではないかと考えましたが、すでに同所付近に信号機の設置がある交差点があり、接近して信号機を設置することも、交差点が連続することも、円滑な交通を妨げることになるので、この考えも交通の安全確保上から道路管理者の同意が得られず（新幹線及び高架となる在来線の橋脚が視界をさえぎる影響で信号機の設置場所も限定されます。）、さらに、道路構造令の規制に合わせて交差点を設置することが必要ですが、その規制に合わせて交差点を設置すること自体が都市計画そのものの変更決定を行なうことが必要になりますので、換地指定が完了している現状では、事実上不可能な状態です。

そこで、市としては、五反バス停、春日寺バス停があった区間について、春日池上線を右折するルートは出来ないとしても、春日小学校方面から五反バス停、春日寺前バス停を経由し、新幹線横の側道を右折し、さらに春日池上線を左折して市内方面に向かうルートを小型バスで運行できないかを検討しておりますが、しかし、実現は極めて厳しいものがあります。

- 4 これまでの両バス停の利用者にとってはご不便かと思いますが、その原因は新幹線事業にあり、熊本駅周辺の街づくりとして、総合的な生活環境、交通の利便性の向上などを図るため、よかれと思ってしたことですが、そこの一部に逆転が起ってしまった。

それが共同体の繁栄にとってプラスになるものであっても、個人の幸福を脅かすもの

としてしか受け取られないのは残念なことです。

公共交通不便地域の解消、市民の足の確保については、極めて困難で難しい面があると思います。効率的で利便性の高いバス網実現、高齢化が進む中で高齢者住民の生活交通をどう確保するかに向けては、熊本市の長年の課題でもあります。そのためのバス交通のありかた検討協議会なども設けられて検討が行なわれております。

小型バスの導入、コミュニティバスの導入、NPO法人によるバス運行、便数が少なく使い勝手の良くない路線バスの代わりにタクシー利用補助その他様々な検討が行なわれているところですが、本件については、いまま熊本駅周辺において環境変化が激しく、在来線の高架化も行われるほか道路状況も大幅に変わり、それにつれて歩行環境も変化しますし（別紙地図参照）、次々と新たな計画が実行されており、熊本駅周辺がどのように落ち着くのか不透明で、市においても小型バスの運行などを検討しておりますが未だ結論が出ず、両バス停の利用者には不本意な結果となり、ご不便をおかけしていると思いますが、熊本駅周辺の街づくりのためにご協力をお願いするほかないのかと思っております。

（８）公募委員の選考

【苦情申立ての趣旨】

申立人は「熊本市事務事業外部評価会議委員」に応募したが、選出されなかった。熊本市職員庁内選考委員による評価採点は、公正公平とは程遠く、厳正な公募委員の選出に、重大な過失があったと考えるので、公募選考制度の速やかな是正・改善を求めるとともに、自己の選考評価点数等の名誉を回復してほしい。

【市の回答】

熊本市においては、市が取り組んでいる事業を外部の視点から検証する必要性から、事務事業外部評価会議を開催することとなりました。

事務事業外部評価会議とは、市が実施している事業の中から、必要性・有効性・効率性や社会・経済環境や市民のニーズの変化に照らして検証が必要と思われる事業を選定し、そのあり方について公開の場で外部の視点から意見をいただき、次年度以降の予算編成の参考とするために行う会議であります。

そこで、事務事業のあり方について議論を行っていただく事務事業外部評価会議の委員を公募することとしました。

熊本市事務事業外部評価会議公募委員の選考については、公正に行うために「熊本市事務事業外部評価会議の公募委員の選考に関する要綱」を定め、その要綱の規定に沿って選考を進めていくこととしました。具体的には、総務局長、総務局次長、行政経営課長の3名からなる選考委員会を組織し（同要綱第3条）、各審査項目について各々客観的な視点で評価することとしました。

選考の方法は、作文と面接によるものとし、選考基準の審査項目として、①応募の動機

②会議の目的・意義や委員の役割についての理解度及び熱意③市政全般についての理解④熊本市及び自身の居住する地域に対する関心度及び参画という4項目を設けることとしました。これらの項目は、会議における公募委員としての必要な適性をはかるためのものであり、各項目を総合的に勘案した上で、委員の選考を行うためのものです。そして、各項目を5段階で評価し平均して3点を基準点とし、それ以上であり、かつ、上位の者から委員を選定することとしました（同要綱第7条第1項）。各項目を5段階で評価することとしたのは、面接試験という特性から、諸々の事情を考慮する必要があり、段階評価をあまりにも細分化するのは適切ではないという判断からです。

今回の公募委員の選考にあたっては、この要綱に則って厳正に選考を行い、2名の公募委員を選定しました。

申立人は今回の選考が公正ではなかったと主張されていますが、市としては、選考を公正に行うために定めた要綱に則って厳正な選考を行ったものでありますから、公正な判断を行ったものと考えております。また、そのように厳正な選考を行ったものですから、重大な過失があったものとも考えておりません。

もともと、委員の選考という性質上、どうしても応募された方全員のご期待に沿うことができませんので、その点につきましてはご理解いただければ幸いです。

市としては、今後も、これまでどおり、「熊本市事務事業外部評価会議の公募委員の選考に関する要綱」の規定に沿って厳正な選考を行っていきたいと思います。

なお、作文における模範解答については、模範解答を作成することにより諸所の弊害が生じることが予想されるため作成しておりません。

【オンブズマンの判断】

1 貴方の申し立てられた上記苦情について、調査しましたところ、今回の「熊本市事務事業外部評価会議委員」の選考は、「熊本市事務事業外部評価会議の公募委員の選考に関する要綱」の規定にしたがって選考されております。

その選考の仕組みを見ますと、評価をつかさどる選考委員は総務局長、総務局次長及び行政経営課長の3名が担当し、いずれの者もそれなりの経験を有するものですから、その評価能力に不足はないものと思われれます。

また、上記3名により評価することになりますが、これは、その評価の公正を保つため、複数の評価者により応募者を評価し、それぞれの評価者の視点から見ることによって、一人の評価者だけで行う評価の偏りの危険を少なくしようとしているものです。特定の評価者の個性のある評価よりも複数の評価者で互いにその個性を減殺して妥当な判断を得ようというわけです。

そして、上記要綱によれば、公募委員の候補者の選考は、別に掲げる選考基準の各審査項目について5段階で評価し、平均して3点（基準点）以上であり、かつ、上位の者から選定するとされています。

そして、別に掲げる選考基準の各審査項目は、次の4項目とされています。

- ① 応募の動機
- ② 会議の目的・意義や、委員の役割についての理解度及び熱意
- ③ 市政全般についての理解
- ④ 熊本市及び自身の居住する地域に対する関心度及び参画

さらに、評価方法は、上記の4項目についての各項目ごとに次の5段階で評価するとされています。

点数	評価結果
5	非常に優れている。
4	優れている。
3	普通
2	劣っている。
1	非常に劣っている。

2 以上の方式により選考を行っておりますので、評価者の評価により応募者の評価に差異が生じますが、これは評価者の視点によって評価が異なることから生じるもので、高い評価ともなり、低い評価ともなりますが、同一評価者の視点は同一ですので、その評価者からは、応募者各人は同じ視点から評価を受けていることとなりますので、その点では公平で損得はないものと言えますし、さらに評価者の視点のバイアスは3人の評価者がいることで、その評価を平均することによって防止することができるようになっております。

したがって、評価者の視点によって評価にバラツキがでたとしても、その平均を取りますので、例えば、2点、3点、4点と評価が分かれても、平均して3点（基準点）となり、評価者の偏向を防止しておりますし、また、評価者3名は、それなりの経験もあり、評価能力に不足はないと考えられますので、その評価にまかせるシステムとなっておりますが、このシステムは評価者の評価能力を信頼して、評価そのものは、その評価者に任せるシステムですので、評価者がその任務として評価したのなら、それを受け入れることでないと選考システムそのものが稼働しません。応募者も、このシステムを了解して応募しているものとみなされます。

3 評価の差異は、主として評価者の視点の差異に基づくものと思われます。たとえば、A評価者の視点が専門知識を駆使して、ささいな点でも欠点を抉り出し、独立独歩で独自の個性的な意見を述べていただけるような人に重点を置いており（専門能力重視）、B評価者の視点が大所高所から常識に照らしてわからないことは分からない、おかしいことはおかしいと問いただしてくれるような人で、他人の話をよく聞いて対話が成り立つ人か、対話が成り立たない人か、会議向きの人か、不向きな人か、臨機応変に対応できるか否かに重点を置いている（対話能力重視）となると、A評価者とB評価者とでは、かなり評価に差異がでると考えられます。

ところで、このように A、B のような視点による評価を許していることに対して、B 評価者の視点のように、いわば市民目線で事足りるとするようなことでは不十分であり、市の事務業務の仕分けは、市民目線だけでは足りない、市政の根幹に関わる問題を単純な市民目線で決めては駄目で、むしろ市民に選ばれた議員の議論、専門的能力を持った学識経験者の意見を聞いて行うべきだ、すなわちエリートが決めるべきだ、だから A 評価者の視点を取るべきだという批判もあります。

しかし、他方、エリートに決めさせておけば良いかということと必ずしもそうではない結果になっておりますので、市民目線を導入し、これまで市民参画が不十分だったことで、市民の不満足があった点も考慮して、今回、このような会議を行うことになったのだから、専門知識など重視せず、B 評価者の視点を取るべきだとの批判もあります。

そうしますと、評価者がどの視点に立ったのかはわかりませんが、それは評価者に任せることにしてもかまわないのではないかと思います。したがって、評価者の視点によって評価に差がでてかまわないと思われます。

ところで、今回、外部評価会議に市民の公募委員を求めたのですから、その市民公募委員にとっては、おそらく市民の常識的な判断が仕分けの基準であり、市民目線で見て、それに耐えられない予算は非難されるべきという立場であろうことを考えますと、専門的立場に立って独立独歩で独自の意見を言われるよりも、常識的に照らして、わからないことは分からないと、おかしいことはおかしいと問いただしていただけるような人を選んだのではないかと考えております。

そんな市民目線の能力では、客観的基準にならず、どういう基準で市の事務業務の見直しをするのか、その基準が不明確と言え言えないでもないですが、議論が公開されており、討議をされることで基準が出てくることになるのだらうと思います。別に仕分けの基準を作ること自体が求められているわけでもないのです、これで足りると思われます。仕分け作業では、むしろ理論ではなく、市の事務業務として、市のお題目のとおり実用性なり成果がありとされているものが、本当に実用性なり成果があるのか、ないのか、お金の無駄使いではないのかというものであり、そのために議論するのですから、市民目線の常識で十分であり、専門性は要求されていないと言えます。

4 なお、応募原稿の採点の点ですが、そのテーマは「応募の動機と会議に期待すること」というものですから、面接の中で、審査項目の回答に溶かし込めば済むものですし、評価者は、応募原稿を読んで質問に臨んでいるのですから、当然、そうしているものです。したがって、本テーマでの応募原稿そのものを評価する必要はなかったものと思われます。また、模範解答の点ですが、今回の選考は、アチーブメントテストをしているものではないので、知識を審査しているものではなく、会議を行える人かどうか、会議において力を発揮してくれる人を選考しているのですから、会議に臨機応変に対応してくれる人材を求めるものであって、あらかじめ定めた型に当てはまった人材を求めているものではないと

思われます。

したがって、模範解答は、応募者自身が自分で作ってくれるような人でないと具合が悪いこととなります。応募者が、これが模範解答ですと提出したものを、それを評価人が「なるほど大変すばらしい」などと評価しているものです。解答は色々あるはずで、その人、その人、いろいろな人材が欲しいのであって、一つの型に当てはまった人を求めているのではないのですから、このような評価方法を取ったとしてもかまわないのではないかと思われます。ですので、市が模範解答の型を示すというのは、そういう型を要求しているのではないので意味の無いことです。

5 選考の結果については、優秀な応募者の方々が集まり、いずれも甲、乙付けがたい中で選考したため、こういう結果になったものと思われます。市民の方々に広く公募委員として参画していただくことは市政の改善発展に役立ちますが、この公募制度が機能するには市民の皆様の後押しが必要ですので、今後ともご協力をお願い致します。

(9) 介護保険料の算定方法

【苦情申立ての趣旨】

私の受け取った平成23年度の介護保険料の決定通知書には、合計所得金額が年金の61万円であるにもかかわらず最高額の保険料を徴収されることになっている。

たしかに、私は投資信託をして分配金を受け取っているが、昨今の景気の悪化により分配金以上の売却損を被っており、合計所得金額は赤字で現実には投資信託の収入金額はない。税務署では平成22年度から、損益通算が認められるようになり、投資信託の所得金額はないとして課税金額はゼロと計算されている。

介護保険料においても、投資信託の分配金は売却損と損益通算すべきである。

【市の回答】

1 介護保険料の算定方法

熊本市の介護保険料の算定は、介護保険法及び介護保険法施行令並びに同法、同令の規定に基づき定める熊本市介護保険条例により行っております。

算定の基礎となるものは、保険料を賦課する年度分の市町村民税の課税状況と合計所得金額などで、該当する段階区分により介護保険料の額が決まります。

保険料の段階は、大きく市民税本人課税の方と非課税の方で区分されますが、今回の事例は、市民税本人課税のケースですので、具体的な段階設定は介護保険法施行令第39条第1項の規定により「合計所得金額」に基づき行われます。

同令における「合計所得金額」とは、同令第22条の2第7項において、地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいうものとされています。そして、地方税法第292条第1項第13号に規定する「合計所得金額」は、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除等の適用を受けているときは、適用前の金額をいいます。

2 投資信託の損益の取り扱い

投資信託の分配金は配当所得として取り扱われています。平成20年度税制改正により、平成21年1月1日以後に支払いを受けるべき上場株式等に係る配当所得について申告した場合、納税義務者の申告により、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択できるようになり、申告分離課税を選択した場合は、同一年中または過去3年以内に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額との間で損益通算ができるようになりました。

しかし、税上の計算で課税配当所得はないとみなされていても、介護保険料の算定の基礎はあくまでも地方税法に規定する「合計所得金額」であり、ここでいう繰越損失控除前の金額となり、配当所得金額があるものとして取り扱われます。

3 市民への周知方法

介護保険料の算定基準について、毎年「市政だより」や新聞折込の情報誌に、段階ごとの介護保険料や保険料の支払い方法、保険料の減免制度についてお知らせしております。また、熊本市ホームページでは、熊本市の介護保険制度（くまもと介護WEB）を紹介しています。さらには、年度途中で新たに65歳になられた方や転入した方に対しては、保険料納付通知書を送付する際に、別途チラシを作成し保険料の算定方法や徴収方法、保険料の減免について詳しく説明したものを同封し送付しています。

介護保険ガイドとして「くまもと介護知得情報」冊子を作成し、介護保険の相談窓口などで配布しています。

4 本件について今後の方針

上述のとおり、地方税法第292条第1項第13号に規定する「合計所得金額」は、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除等の適用を受けているときは、適用前の金額をいうことから、本件の損益通算は困難であると認識しております。

算定基準については、3で述べたように市民への一般的な周知を図っておりますが、個別の事案に応じたきめ細やかな分かりやすい説明を心がけ、今後お問い合わせがあった場合には、税上の取り扱いと介護保険料算定の取り扱いについて理解を求めるように努めます。

【オンブズマンの判断】

- 1 介護保険料については、介護保険法第129条第1項が、市町村は介護保険事業に要する費用に充てるため保険料を徴収しなければならないと定めており、同条第2項で、介護保険料は政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料額によって課するとしております。

そして、介護保険料の算定については、介護保険法施行令第39条第1項が、保険料を「合計所得金額」に基づいて算定するとしていますが、ここでいう「合計所得金額」というのは、同施行令第22条の2第7項において、「地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする」と定めて

おります。

2 そうしますと、介護保険法でいう「合計所得金額」というのは、地方税法第292条第1項第13号の規定する「合計所得金額」ということになりますが、その規定では、合計所得金額を「第313条第8項及び第9項の規定による控除前の同条第1項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう」としております。

3 そして、地方税法第313条第1項は、「所得割の課税標準は、前年所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする」としております。

さらに、同法第313条第2項は、「総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、この法律又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定するものとする」としております。

4 そうしますと、所得税法第22条第2項によれば、総所得金額は各種所得の金額の計算の規定により計算した金額から、第70条第1項若しくは第2項（純損失の繰越控除）又は第71条第1項（雑損失の繰越控除）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額の合計額としておりますので、投資信託の分配金に、売却損がある場合は、純損失の繰越控除（いわゆる損益通算）を受け得るのではないかとの疑問が生じます。

5 しかし、地方税法第313条第2項には、「この法律又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか」となっていて、特別の定めがある場合は除くという除外規定を置いております。そして、同法第292条第1項第13号が、その特別の定めをしている除外規定ということになります。その規定では合計所得金額につき「第313条第8項及び第9項の規定による控除前の同条第1項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう」とされていて、この第318条第8項及び第9項の規定が純損失の繰越控除及び雑損失の繰越控除を定めておりますので、それらの規定による控除前の同条第1項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が「合計所得金額」となります。そのため、総所得金額に該当する分配金・配当金について、投資信託・株式等に係る譲渡損失の繰越控除等の控除の適用を受けることができず、控除適用前の金額が、ここでいう総所得金額に該当する分配金・配当金ということになります。

6 以上より、介護保険法でいう「合計所得金額」における「総所得金額」の計算においては、投資信託の分配金について言えば、売却損を控除する前の金額をいうものとされています。

介護保険料は、いわゆる課税所得の場合と異なる算定方式をとっておりますが、介護保険料が所得税・地方税において社会保険料控除の対象となっていることもあり、現行の制度ではやむを得ないところと思われます。

(10) 市道陥没による事故に対する補償

【苦情申立ての趣旨】

1 市道の陥没により負傷したため、現在、生命保険会社を入れて市と補償の交渉を行っている。

このことについて、市の担当者に一般的な事故対応などについて説明を求めたが、まったく説明がなされなかった。

また、「休業損害」に対する取扱いについて、最初の市の職員の説明と弁護士が仲介に入った後の市の説明が違っており、きちんと対応してほしい。また、なぜ対応が食い違うことになったのかを説明してほしい。

この件については、ただわかるように説明を求めただけのことであり、それができない市の対応に対して不満を感じている。

2 市道の陥没(今回の事故現場とは別の場所)を発見したので、市に対して、修復の措置をとるように電話で通報したところ、何ら対応しようとしなない。

そのまま放置しておく危険なので、市として早急に対応してほしい。

また、電話で連絡してほしい旨伝えたが、その後そのような連絡はなかった。このようなことについても、市としては責任をもって対応に当たってほしい。

【市の回答】

(1) 休業補償について

市においては、道路事故に関する事務の取扱いに関し必要な事項については「熊本市道路事故事務処理要領」(以下、要領という)を作成し、これに従った処理を行っております。もっとも、細部につきましては、事故毎に対処法が異なるため、その都度、市が契約している保険会社の担当者との協議して対応にあたっています。

陥没・穴ホゲによる路上事故における一般的な事務処理の流れとしては、①直ちに現地の確認、調査を行い、原因箇所の補修、またバリケード等の設置により通行の安全をはかり、②同時に事故当事者への聴き取りを行い、事故調書を作成し、事故当事者が救急搬送等何らかの理由で現場にいない場合は、後日聴き取り及び現場立会いを行い、③事故発生の状況がわかり次第直ちに、物損のみの事故の場合は都市建設局長まで、人身事故の場合は市長まで報告を行い、④物損、人身事故ともにその損害を補償するための協議を保険会社の担当者で行い、⑤損害金額について事故当事者と合意の後、熊本市長との示談の締結を行うこととなります。

本件は、申立人が市道を二輪車で走行中に路面の陥没により転倒し、負傷したため、市の要領に従い、道路事故に関する事務処理をしていたところ、④、⑤の段階で、申立人との間で問題が生じることとなりました。

本件において、申立人は、一般的な事故対応について説明を求めたと主張されていますが、具体的には、平成23年11月17日から同月21日にかけて市の土木総務課に対し、

電話をかけてこられ、①路上事故補償のうち、休業補償を先にできないというならその理由を、また、②一般的な休業補償の取扱いはどのようになっているのかの説明を求められました。そして、③これに答えないのは市の対応として問題があるとして、一連の対応について、申立人が指名した職員が申立人のところまで来て説明するよう要求をされました。

まず、①については、休業補償を先にできない理由として、市と保険契約を締結している保険会社の弁護士から、分割払いはしないこと、そもそも休業補償の請求根拠に合理性がないとの指摘を受けていたことから、その時点で、休業補償をそもそも支払うべきかについても疑義が生じていたため、休業補償を先に支払うことはできないと考えており、保険会社の担当弁護士からも申立人からの問い合わせには答えないでよいとの指示を受けていました。

②については、一般的な休業補償の取り扱いに関する事例を知るためには、開示請求というものが存在し、その窓口として情報プラザとうものが存在するので、そこで相談してほしい旨を伝えました。

③については、休業補償の件は双方とも弁護士に依頼しているので、代理権を有する弁護士を通じて話してもらうこと、この件については、組織で対応しており、申立人が指定した特定の職員が申立人のところへ出かけていくようなことはできないと、申立人に対して回答しました。

また、市の土木総務課におきましては、処理手順において課内での情報伝達、対処は円滑に行われているものと考えています。

この時点では、穴ホゲに関することは、申立人から何ら話はありませんでした。

なお、苦情申し立ての中で申立人は休業損害の扱いにつき、最初の市の職員の説明と弁護士が仲介に入った後の市の説明が違っていると述べられていますが、どの部分がどのように違っていたのか具体的に示されていないため、回答することができません。

(2) 道路の陥没について

その後、平成23年11月22日に申立人から市の土木総務課に対し電話があり、市の対応や連絡体制への抗議をされた際に、「西部土木センターに穴ホゲのことを言っているのにまだ補修していない」と言われました。その時点では、まだ申立人からの通報を西部土木センターは受けていませんでした。同日15時ころに、西部土木センターに申立人から電話があり、路上の穴ホゲ箇所を教えようと思うのに、電話をかけてこないから伝えられないといわれ、電話をかけてくれということの理由が穴ホゲ箇所の通報であるとういことが初めて判明しました。その際に、穴ホゲ箇所を言われましたが、そこは北部土木センター管轄区域でしたので、直ちに北部土木センターに連絡をとり補修を行いました。

その後、同年11月24日にも申立人から土木総務課への穴ホゲの通報であったとされる電話があり、その電話についての対応がまずいとの指摘をされて、今回の陥没（穴ホゲ）対応についての苦情申し立てとなっています。

この一連の状況は当初は路上事故への対応問題であったものが、これは事故問題ではないという区切りがないまま路上の穴ホゲ対応問題へと変わっていったものですが、申立人から穴ホゲの通報を行っているということが電話で明確に伝わらない中で、その電話の目的を市側が知ることは困難でした。

市としましては、これまで申立人には適切に対応してきたとの見解ですが、穴ホゲ通報に関しての対応につきましては、市側が路上事故補償についての電話と混同していたところもあるとして、申立人に土木総務課長、西部土木センター所長の連名で謝罪の文書を送ることとしています。

市においては、熊本市道路パトロール実施要綱を定め、その要綱に基づいてパトロールを行うことにより、指導の陥没等を早期に発見し補償することによって道路交通の安全を図ることに努めております。

しかしながら、広範な市道をすべてパトロールすることはできませんので、市民の方の通報は、道路の不備を発見する端緒となり、道路交通の安全を図るためには大変貴重なものであると市としては考えております。

【オンブズマンの判断】

申立ての趣旨は、二点に集約されます。第一点は、市道の陥没によって負傷したために、市と補償交渉を行っているが、市の担当者に一般的な事故対応などについて説明を求めたのに全く説明がなされなかった、とくに休業補償に対する取扱いについて最初の市の職員の説明と市側の弁護士が仲介したあとの市の説明とがなぜ食い違うことになったのかを説明してほしい、ということです。

第二点は、市道の陥没を発見したので、市に電話で通報し、陥没の場所を教えるので担当者から申立人に電話で連絡してほしい旨伝えていたが、その後連絡がなかった、陥没をそのまま放置しておくのは危険だから、市としては責任をもって早急に対応してほしい、ということです。

このような申立てに対する市の回答はつぎのとおりでした。

第一点については、申立人も市も弁護士に依頼したので、その後の補償交渉は弁護士同士によることになり、市の職員は申立人との補償交渉には関わらないことになった、というのが市の回答です。当初は休業補償を先にできると言っていたのに、弁護士が代理人になったら休業補償は先にできないということになったのは、市側の弁護士が申立人の弁護士に対して、分割払いはしない、休業補償の請求根拠に合理性がない旨の通知をしていたからという理由によるもの、ということでした。

第二点については、市側の思い違いに原因があったというのが市の回答です。市道の陥没による申立人自身の路上事故補償に関する電話と申立人が発見した別の陥没箇所に関する電話とを混同していたところがあるということです。市は当初から丁寧な対応を心がけていれば、このような混同は起きなかったと反省して、深くお詫びをしたいというのが市

の態度でした。

以上のような申立ての内容と市の回答をふまえて、オンブズマンはつぎのように判断します。

第一点は、申立人自身が市道の陥没によって負傷した事故に対する補償問題であるのに対して、第二点は、申立人が発見した別の陥没箇所についての通報が無視されたという問題です。全く別の問題ですが、市道上の陥没に関するという点だけは二つの点に共通です。

第一点については、申立人と市の補償交渉は弁護士間で進められていることは、申立人も了解されているとおりです。休業補償に関する職員の一般的な説明と弁護士の仲介後の職員の説明の違いは、職員が市側の弁護士の補償交渉上の助言に従う必要がある以上、当然にありうることだと思えます。弁護士が仲介したあとで申立人が職員に求めようとされた説明内容は、市側の弁護士と申立人側の弁護士の交渉事項であるか、申立人側の弁護士の了解済みの事項のいずれかであろうと思えます。この点は申立人にもご了解いただきたいと思えます。

第二点については、市は自分たちの側に思い違いがあったことを率直に認めて、反省していることが確認できました。市は、申立人が路上事故に遭われたことに対して道路管理者として深くお詫びしたい、市側の思い違いについても深く反省しお詫びしたいということです。申立人にも、市側の誠意ある気持ちをお汲み取りいただければ、まことに幸いだと思えます。

市が管理している道路の安全を保つために常時巡回点検することは、限られた職員では困難であると思えます。道路の陥没箇所などについて市民の方々から通報していただくことは、道路事故を未然に防ぐために大変重要です。通常は、市は、通報を受けたら直ちに現場の調査をして、軽微な場合には調査時にセンター職員が補修し、簡易補修が困難な場合には土木業者に依頼して緊急工事をしてもらっていると聞いています。今回の場合には不幸にも行き違いがありましたが、市民の方々からの通報には、これからも丁寧かつ迅速な対応を心掛けていただきたいと思えます。

(11) 下水道工事に伴う被害

【苦情申立ての趣旨】

- 1 市の発注した下水道工事によって、自宅に亀裂が入るなど重大な被害を被った。
- 2 上記の被害について、市は誠意ある対応をしない。市は上記工事について事前調査をしていないのに、写真の日付を改ざんして事前調査をしたことにしている。市側が我家の写真を撮りに来た時期は、工事後の11月下旬のことである。たしかに私は、工事前に当たる11月〇日という日付を書類に記入しているが、それは、11月下旬に、市の担当者と言われるがまま、訳の分からないうちに記入させられたものである。

その後、私は何度も市に被害を訴えているが、組織ぐるみで証拠を改ざん・隠蔽し、果

ては私を誹謗中傷するなど、市の対応の酷さは目に余るものである。

【市の回答】

1 苦情申立ての趣旨（１）について

平成17年11月○日から同年12月○日にかけて、申立人宅近隣で、下水道工事[薬液注入工・立坑築造工・推進工（L=17m）・開削工（L=39m）・舗装工]を実施しております。

本件工事により家屋への振動等の被害が懸念されるため、申立人の承諾（署名・捺印）を得たうえで、同年11月に事前家屋調査を行い、平成18年1月に事後家屋調査を実施しております。

その結果、本件工事の影響による被害は確認出来ませんでしたので、この調査結果は、当時、申立人へも報告させていただいております。

2 苦情申立ての趣旨（２）について

上記のとおり、申立人の承諾を得た上で平成17年11月に事前家屋調査を、平成18年1月に事後家屋調査を実施し、いずれの日も、申立人の自筆による署名および押印をいただいております。

市としては、実際に下水道工事によって家屋に被害が生じた場合は補償を行っておりますので、申立人の家屋についてのみ補償を避けるために事前家屋調査の写真や日付を改ざんしたり隠蔽することはございません。

また申立人に対する誹謗中傷も行ったことはございません。

なお、被害が確認できなかったとの調査結果を申立人に報告しましたが、その時点では、被害の訴えはありませんでした。

【オンブズマンの判断】

- 1 申立人の家屋の近隣で市が行った下水道工事は、平成17年11月○日から平成17年12月○日までの間に実施されています。
- 2 申立人は、上記下水道工事により、家屋や塀にひびが入ったから損害を賠償すべきだと主張し、市は、工事の事前・事後の家屋の写真からしても、何ら変わりはないから、家屋や塀のひびは元からか入っていたもので、工事によって入ったものではないと反論しています。
- 3 この点につき、申立人は、家屋の写真撮影が、前後2回おこなわれていることは間違いないが、しかし、2回目の写真撮影は工事完了後の平成18年1月に行われたが、1回目の写真撮影は平成17年11月下旬（○日くらい）に行なわれたものであり、主要な工事が終了した後のことで、その工事で家屋や塀にひびが入った後に写真撮影したものである。したがって、どちらの写真も工事後のものであり、家屋や塀にひびが入ったのは工事のせいであると主張しています。
- 4 ところで、本件写真を撮った目的は、申立人が署名・押印している「工事に近隣する

家屋の現状調査（写真撮影、図面作成等）の承諾書」に記載がなされておりますように、「この度の工事の施工に際しまして、近隣の皆様の家屋等の損傷を及ぼす事の無い様に、細心の注意をもって施行にあたりますが、万が一にも、工事に起因して何等かの問題が生じた時に、対処するために、工事着工前の皆様の家屋等の現状を調査（写真撮影ほか）させて頂き、実際に問題が発生した場合は、近隣の皆様とお互いに納得できる話し合いをさせて頂くための一つの参考資料の作成を目的とします。」というものであって、お互いが納得できる話し合いの参考資料にするために調査が行なわれ、写真撮影もされているものであって、申立人ばかりでなく、近隣の家屋も同様に調査されていると思われれます。

そして、市は、これらの調査作業を、株式会社〇〇に請負わせて行なっており、同社の調査報告書が市に提出されております。

- 5 申立人の主張は、1回目の写真は主要な工事が終了した後の平成17年11月下旬（〇日くらい）の写真とのことですが、残っている資料では、写真の中で掲示されている表示板の日付は平成17年11月〇日であり、申立人の署名・押印した承諾書の日付も平成17年11月〇日であり、図面などの日付も平成17年11月〇日であり、申立人の主張するように、1回目の写真が主要な工事終了後の平成17年11月下旬（〇日ころ）の写真とする根拠は、上記調査報告書の中ではどこにも見当たりません。

申立人は、工事前に当たる11月〇日という日付を承諾書に記入しているが、それは11月下旬に、市の担当者に言われるまま、わけが分からないうちに記入させられたものであり、何度も市に被害を訴えているが、組織ぐるみで証拠を改ざん・隠蔽し、果ては申立人を誹謗中傷するなど、市の対応の酷さは目に余るものであると主張しております。

しかし、これまでも市は工事により損害が発生したときは補償をしておりますから、市が申立人の家屋について補償を避けようとする特別の目的、動機ないし理由があるとは思えませんし、平成17年11月〇日という日付で申立人が署名・押印をしている承諾書ですので、これが平成17年11月下旬（〇日ころ）に、わけの分からないうちに記入させられたものだという申立人の主張を直ちに肯定して納得できるものではありませんし、さらに、組織ぐるみで証拠を改ざん・隠蔽し、果ては誹謗中傷するというものの、誰が、何時、どのような方法でという様な、その具体的内容、方法がはっきりせず、市も、そのような事実は覚えがないと否定しておりますし、まったく事実関係が不明と言わざるを得ません。また、本件調査そのものは、請負業者の株式会社〇〇が行なっており、同社までが偽造行為等に係わって日付を改ざんしたとは通常考えられないと思われれます。

- 6 以上の次第で、本件下水道工事が原因となって、申立人の家屋や塀にひびが入ったと認めるに足る証拠を見つけることが出来ません。したがって、本件申立においては、

市に責任を負わせることは出来ないものと判断いたしました。

(12) 農産物の駅検討委員会の運営方法

【苦情申立ての趣旨】

熊本市と植木町の合併に伴う新市基本計画で重点事業として盛り込まれた農産物の駅（仮称）整備事業を議論する第1回目の外部委員会（熊本市植木地域農産物駅の整備検討委員会）で、農産物直売所や加工所、レストランを造ることが検討されています（委員会の構成は、学識経験者5名、植木地域の各種団体の代表5名、それに公募で選出された2名の合計12名である）。

第4回委員会の協議の結果、5つの候補地から「植木インター付近」と「208号周辺の2ヶ所」が候補地として絞り込まれ、第7回委員会においては、候補地として植木インターが最も高い評価を得ました。

当初、この計画は平成22年度末までに最終決定することとされておりましたが、それがなされないまま現在に至っています。これは、線引きの市街化調整区域問題や市議会の意見、そのほかの公正な審議を阻害される一部の方がいらっしゃるのが一つの要因と考えられます。

今後第1候補の植木インターに決定し、建設できるかどうか等の条件整備をする段階で、建設が難しいと判断されたときに備え、2～3ヶ所の候補地を選出するとされておりましたが、未だに委員会が開かれていないままの状態です。その後、新たに2名の委員、2候補地が追加されました。

上記委員及び候補地の追加は正当な理由によるものではなく、継続審議を阻害し、計画を滞らせるものであると考えるので、そのような追加はすべきでないと思います。

また、今後、公正公平な審議を阻害する方がないように事務局及び委員会は徹底していくべきだと思います。

【市の回答】

- 1 現在、熊本市では熊本市・植木町の新市基本計画の新市で特に重点的に取り組む分野と重点施策として、「植木すいか」など地域ブランドの確立と情報の発信をするために、新幹線道路沿線に、農産物の直売、加工、レストランなどを併設した「(仮称)農産物の駅」の整備を図ることとなっています。

市としては、農産物の駅（仮称）の整備に当たり、幅広い市民の意見及び各方面の専門的な意見を聴取するために熊本市植木地域農産物の駅（仮称）整備検討委員会（以下、委員会という）を設置することとしました。設置にあたっては、市のほうで熊本市植木地域農産物の駅（仮称）整備検討委員会要綱（以下、要綱という）を定め、要綱にしたがって委員会の運営を進めることとしました。

委員会の協議事項は、①「施設の候補地に関する事項」②「施設の整備のイメージに

関する事項」③「施設の事業化に関する事項」となっています（要綱第2条各号）。

委員会の構成は、学識経験者が5名、地元関係団体が5名、公募の市民から2名の計12名に委嘱し（同要綱第3条第1項及び第2項）、委員の任期については、単年度としました（同条第3項）。

同委員会においては、農産物の駅（仮称）の建設地について、平成22年9月15日の第1回会議より、平成23年3月24日の第8回会議まで審議を重ねていきました。

この間、農産物の駅（仮称）の目的及びその概要や建設候補地の状況等について、説明を受けるとともに、討議及び現地視察等を重ね、多角的に審議し、交通環境や法規制、用地確保の可能性等の面で、今後、関係機関や関係者の理解を得る必要があることを考慮し、①植木町亀甲②植木町滴水③植木町鞍掛④植木町萩尾の4箇所を建設候補地として選定いたしました。

上記のとおり委員会としての意見をまとめ、平成22年度の委員会は終了し、あとは、委員会の判断を尊重した上で、建設候補地4箇所の調査を行い、1箇所に絞る予定でした。

しかしながら、平成23年度に入って、植木町において市街化調整区域の線引きが平成24年4月1日に実施されることが判明しました。

市街化調整区域とは、都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域として定められた区域のことであり、開発行為は原則として抑制されることとなり、新たに建築物を建てたりすることができなくなります。

調査の結果、委員会が選定した4箇所の建設候補地すべてがこの市街化調整区域となることが判明しました。そのため、委員が選定した候補地においては原則として、150㎡を超える農産物の駅を建設することができないことになりました。もともと、都市計画法では、市街化調整区域においても例外的に建築物を建てることのできる場合を規定しております。そこで、選定した候補地に農産物の駅を建設する方策としては①「公益上必要な建築物」として「開発許可を要しない行為」として認めてもらうか（都市計画法第29条第1項第3号、同法施行令第21条第26号）②「市街化調整区域における開発許可」をとるか、のいずれかの方法で実施することが考えられました。

①については、本件が例外規定に該当するのか検討していく中で、農産物の駅は、市町村が「公益上の事業の用に供する建築物」にあたらなことが平成23年の5月頃にわかりました。

②については、関係各課と協議を行い、当市の農水産業計画等の計画に農産物の駅の必要性を明記することにより、都市計画法第24条第14号「その他」で、整備することが可能と判断し、建設候補地4箇所の調査に係る経費を9月市議会に予算要求を行いました。そのような中で、同年9月に市議会において、候補地選定に係る調査経費の執行にあたっては、あらゆる面から入念な市場調査を実施した後、綿密な事業計画を策定し、将来的な植木地域の産業発展のために、建設候補地の白紙からの再検討を行うこととされまし

た。

これを受けて、市としては再度建設候補地を検討する必要性から、平成23年度委員会の運営要綱を設置し、新たに平成23年度の委員会を設置することとなりました。

候補地の白紙ということなので、候補地を選定した委員についても、刷新するということになりました。しかしながら、委員の構成員全員を総入れ替えすることは、平成22年度において審議してきた経緯もふまえ、会議運営の効率という観点から相当でないと考えました。また、前回の委員選任においては、市としても、もっとも適任と思われる方を選任したつもりです。

そこで、委員会の刷新と会議運営の効率という双方の調和という観点から、平成23年度の委員会では、前年度の構成員である委員12名を残したまま、新たに2名を増員し、14名で構成することとしました。こうすることによって、前年度の審議内容を活かしながら、新たな意見も取り入れていくことができます。

増員された2名につきましては、それぞれ「熊本市植木町女性団体連絡協議会の副会長」と「熊本県農業女性アドバイザー」の2名であり、候補地を選定するにあたり中立的な意見を期待することができるものと考えました。

そして、平成23年11月28日に平成23年度の委員会が開催される運びとなりました。

以上が、これまでの経緯であります。

2 申立人は、委員の2名の追加については、正当な理由がないと主張されておりますが、同委員会は単年度委員会でありますから、平成22年度の委員会と平成23年度の委員会については、形式的には連続性がなく、平成22年度に12名の委員を選任し、平成23年度に改めて14名の委員を選任したものです。

このようになった理由については、上述したとおりであります。

このため、平成23年度において新たに選定した委員2名につきましては、候補地に関して中立的な立場の方を選定しているため、不公正という事実は存在しないものと考えています。

また、継続審議の阻害であるとの主張ですが、平成22年度の委員会は単年度委員会であり、いったん平成22年度末に終了しています。そのため、平成22年度に選定された4箇所の建設候補地から1箇所に絞り込む委員会を、平成23年度に設置する予定でした。そのような中、市議会が候補地の選定を白紙に戻すべきと決議されたことから、平成23年度においては、上述したとおり、新たな委員会として、開催することとなったものであり、継続審議が阻害されているということではありません。

また、申立人は新たな候補地の追加についても正当な理由がないと主張されておりますが、候補地については、市議会の決議を受け、一度白紙に戻す必要性がありました。そこで、8つの候補地(平成22年度に選定した4候補地を含む)の中から選定していくこととし、

現在4候補地まで絞られている段階です。したがって、候補地を追加したことにつき「正当な理由」がないとはいえないと考えています。

これまでの委員会の審議においては市が定めた要綱に則り適正な手続を踏んで進めてまいりましたので、公正公平に反するような運用はなされていなかったと考えています。委員会の会議は、公開となっており、誰でも傍聴ができるようになっており（同要綱第5条第2項）、会議録及び会議資料についても公開し（同要綱第8条）、市のホームページにて掲載しており、開かれた委員会の運営に努めています。

今後も、市としては、公正公平な審議がなされるように努力していくつもりです。

【オンブズマンの判断】

1 あなたの上記申立について調査しましたところ、熊本市植木地域農産物の駅（仮称）整備検討委員会は、当初、平成22年6月25日制定の「熊本市植木地域農産物の駅（仮称）整備検討委員会運営要綱」（以下「平成22年運営要綱」という。）にもとづき、別紙資料1のとおり、委員12名を委嘱し、平成22年9月15日から平成23年3月24日までの間、建設候補地の選定について審議を行っており、平成23年3月28日、市長に対し建設候補地を4箇所選定した旨の報告をしております。

なお、平成22年運営要綱によれば、委員の任期は委嘱の日から平成23年3月31日までとするとされており（平成22年運営要綱第3条3項）、また、平成22年運営要綱は、その附則において、平成23年3月31日をもって廃止するとなっております。

したがって、上記検討委員会は、その役目を終了していることとなります。

2 しかし、その後、上記検討委員会が市長に対して行った報告は、市議会経済分科会から、分科会の総意として「今回の候補地選定に係る調査経費の執行にあたっては、施設整備の本質的な目的を十分に踏まえ、地域を取り巻く農産物の生産及び消費に関する状況把握や、地元生産者をはじめとした各運営主体における収益予測を行うなど、あらゆる面から入念な市場調査を実施した後、綿密な事業計画を策定し、将来的な植木地域の産業発展のために、建設候補地の白紙からの再検討を行うこと。」との意見・要望が執行部に対して行われました。

3 そのため、執行部としては、再検討を行うことになり、平成23年11月1日、新たに「熊本市植木地域農産物の駅（仮称）建設検討委員会運営要綱」を制定し（以下「平成23年運営要綱」という。）、この平成23年運営要綱にもとづき、委員14名を委嘱し、平成23年11月28日に第1回の検討委員会が開催され、上記経済分科会の意見並びに要望などを踏まえて検討を継続しており、平成24年2月14日の検討委員会では候補地選定につき植木町亀甲と岩野の候補地を検討するなどしております。

なお、平成23年運営要綱によれば、委員の任期は委嘱の日から平成24年3月31日までとするとされており（平成23年運営要綱第3条3項）、また、平成23年運営要綱は、その附則において、平成24年3月31日をもって廃止するとなっております。

4 以上の次第ですが、政策決定につき、その過程が、課題・構想設定→検討・調整→報告・立案→委員会審議・採決→本会議可決→成立というような公式的な諸段階に分かれておりますから、実際の決定過程の流れの途中で世論の変化、経済状態の流動化、環境の変化などにより別の局面が随伴してきますので、その過程で思わぬ方向へと展開し、その結果も予想外のものになることもあります。しかし、それは、それぞれの過程における意見や論理が反映する結果といえます。今回のことは、市議会経済分科会（委員会審議）において、その意見や論理が上記2記載のとおりであったことから、それが反映したことによるものであり、このような結果に至るまでの過程は全て公開で行われており、その過程に異常な影響力を与えたものの存在も伺えませんので、検討委員会の再度のやり直しが不当なものとは言えないと判断しております。

（13）手術に際しての対応（要約）

【苦情申立ての趣旨】

熊本市立病院で手術を受けたが失敗され、苦痛が長引いた。この際の事前説明が不十分だったことや、手術中の職員の態度が悪かったことに憤りを覚える。再手術を受ける場合は、再び手術費用を払わなければならないとも言われ、納得できない。手術は失敗したのだから手術費用を返してほしい。

【市の回答】

症例ごとに個人差があるので、一般的に施術効果を何パーセントなどと表現することはなく、また、通常1回の施術で完治することは稀で、あくまで治療の一環として行うことや、治療の内容と費用などの説明は事前に申立人に行っています。手術中の態度については、当事者に確認したところ、そのような事実は確認できませんでしたが、施術にかかるスタッフ全員に対して、患者さんが不快に感じることがないように、誤解を招くおそれのある言動を慎むように周知徹底を行いました。また、本件の医療行為の内容に不適切どころはなく、「失敗」とは考えられないため、治療費を返還することはできません。

【オンブズマンの判断】

申立人が施術の結果を「失敗」と「確信」したことには多分に申立人の「誤解」があると考えざるをえませんが、申立人をそのように「誤解」させたのは、病院側の説明内容が不十分だったことに起因するところが大きいと判断しました。コミュニケーション上の問題は、申立人と病院側の双方に関わるのですから、申立人の「誤解」の原因がすべて申立人にあると考えるのは難しいからです。申立人の身体的実感からすれば、痛みをとるための施術のはずが痛みは続いているから施術は「失敗」したのではないかという「疑い」が、次第に施術は「失敗」したという「確信」になっていったのではないかと推測されます。第1回の施術後に持続する「痛み」に対して十分なケアがなされていれば、申立人の強い「疑い」は「確信」にまでならず解消可能な「誤解」にとどまったかもしれないと思

ます。申立人は、施術が「失敗」したという「確信」に基づいて治療費を全額返還してほしいと申立てていますが、施術は「失敗」したわけではないからその返還には応じられないというのが病院側の回答でした。この回答も、病院側の明確な意思を示しているのは理解できますが、もう少し説明がほしいところです。

病院側に期待したいのは、申立人に対してこれまで説明責任を十分には果たしていなかったことを率直に認めて何らかの対応を示すことです。申立人をお願いしたいのは、病院側がそのような何らかの対応を示す機会を求めた場合には、その求めに応じていただき、病院側に対してご自身の経験された精神的苦痛を直接語っていただきたいということです。申立人の今回の申立てが機縁となって、病院側は、今後は、患者さんに対して事前および事後の説明責任をきちんと果たすように努めていくものと期待したいと思います。

(14) 国民健康保険の医療機関への保険給付

【苦情申立ての趣旨】

1 申立人は、平成7年3月、民間の医療機関で受診し、その際にパッチテストが行われた。化粧品のパッチテストの方法として、クリーム現物で行うことは健康被害を増やす危険な検査方法であり、パッチテストが行われるのは、医療機関が保険給付を受け取るための不当な治療行為である。

このような行為については、厚生局が取り締まるべきである。

2 申立人は、平成23年10月に熊本市国民健康保険課において「医療ミス」と「レセプト」について尋ねたところ、その際に行った担当職員の回答は正しいものではなく、市としては正しく回答すべきである。

具体的には、薬剤のパッチテストへの保険給付はなく、パッチテストは、アレルギー性接触皮膚炎の適応に決まっているところ、市の担当職員は、薬剤検査用の試薬であれば取れる、薬のパッチテストは、治療目的であれば、おそらく治療内容により保険適応になると、虚偽の回答を行ったものである。

3 申立人は、熊本市内の民間の医療機関において、診療を受けたが、そこで受けた診療は適切なものではなく、投薬についても不要なものであり、保険給付の対象にあたらないため、保険者である熊本市は、医療機関に対して給付した診療報酬の7割につき返還請求すべきである。

また、仮に、返還請求権が時効により消滅しているのであれば、そのような短期間で返還請求権が時効消滅する制度自体に問題があると考えるので、そのような返金体制自体が改善されるべきである。

【市の回答】

1 1に対して

申立人が主張する、平成7年3月に民間の医療機関で受診し、その際にパッチテス

トが行われたという件については、診療報酬明細書（レセプト）の保存期間5年（昭和58年2月21日厚生省課長通知）を過ぎているため、申立人が主張するような事実があったかどうかを確認することができません。

仮に、申立人が主張するような治療行為が行われたとしても、治療行為自体は、医師（医療機関）の判断に基づき行われるものであり、保険者である熊本市が不当な治療行為であったか否か等言える立場ではありません。

また、厚生局は国の機関であり、市が厚生局が行う取締まりに対し関与することはできません。

なお、熊本市保健所においては、必要に応じて医療法に基づく指導を行うことができますが、ここにいう指導は、主として設備等に関する指導であり、医療行為に係る指導は対象外であります。

2 2に対して

平成23年10月、申立人から電話があり「パッチテストは保険適用になりますか？」とのお尋ねを受けました。申立人の質問は、具体的ではなく、また、治療はその時の状況を医師が判断し行うものであること、更には保険適用の治療か保険適用外の治療にするか否かは医師が判断するものであることから、保険者は判断できないため、「パッチテストの内容にもよるが、治療目的であれば保険適用になると思います。詳細については、病院の医師に尋ねていただくといいです。」と説明しました。

市としては、虚偽の回答を行ったものとは認識していません。

3 3に対して

市としては、厚生労働省において定められている診療報酬にしたがって保険給付を行っているところです。

通常、医療機関からの医療給付金の返還は、九州厚生局で監査対象機関を選定し、九州厚生局と熊本県が共同で医療機関の監査を実施します。監査の結果、給付金の返還の必要がある場合には、熊本県から熊本市に対して通知され、熊本市から医療機関に対し返還命令の通知を出すこととなります。熊本市としては、熊本県からの通知を受けて、保険給付金の返還を請求することとなります。

したがって、申立人が主張するようなかたちでは、熊本市から医療機関に対して保険給付金の返還請求をすることはありません。

申立人は、民間の医療機関による診療が不適切であったと主張されていますが、診療が適切であったかどうかは、診察を行った医師が判断し治療を行っていますので、熊本市としては、診療の適否を問うことはできません。

レセプト請求がなされた場合には、保険者である熊本市としては、熊本県国民健康保険団体連合会（レセプト審査機関）から送付された診療報酬明細書（レセプト）に基づき、国民健康保険の資格、診療点数の誤りがないか等を点検し給付を行うもので

あります。それ以外のことを点検するものではありません。

市としては、上述したようなかたちでしか返還請求をおこなっておりませんが、本件においては、仮に返還請求権が認められるとしても、返還請求権は時効消滅していると考えられます。また、返還請求権の時効については、地方自治法236条に規定されており、一地方公共団体である熊本市が独自に地方自治法を改正等できるものではありません。

【オンブズマンの判断】

申立ての趣旨は、三点に集約されます。第一点は、申立人は、平成7年3月に、民間医療機関Aで受診した際にクリーム現物でパッチテストをされたが、そのようなパッチテストで医療機関が保険給付を受けることは不当な治療行為であって、厚生局が取り締まるべきである、ということ。

第二点は、申立人が、平成23年10月に、熊本市国民健康保険課に、「医療ミス」と「レセプト」について尋ねたのに対して、市の担当職員は、薬剤のパッチテストは治療目的であれば、治療内容によっては保険適用になる、という虚偽の回答を行ったこと。

第三点は、申立人が平成11年に熊本市内の民間の医療機関Bで診療を受けた診療は不適切で投薬も不要なものであって、保険給付の対象にあたらぬ、保険者である熊本市は医療機関に対して給付した診療報酬の7割につき返還請求すべきである、もしも返還請求権が時効消滅しているのであれば、そのような短期間で返還請求権が時効消滅する制度自体が問題である、ということでした。

これに対する市の回答は概略つぎのとおりです。

第一点については、平成7年の民間の医療機関で受診した際にパッチテストが行われた件については、診療報酬明細書(以下「レセプト」という。)の保存期間の5年が過ぎているために、事実確認ができない、仮に申立人が主張する治療行為が行われたとしても、治療行為自体は医師の判断によるもので、保険者は不当な治療行為が行われたか否かを言える立場ではない、という回答でした。

第二点については、申立人が電話で「パッチテストは保険適用になりますか?」と尋ねたのに対して「パッチテストの内容にもよるが、治療目的であれば保険適用になると思う。詳細については、病院の医師に尋ねていただくといいです」と説明した、ということでした。

第三点については、ある診療が適切であったかどうかは、診察を行った医師が判断するのであって、保険者としては、国保連合会というレセプト審査機関から送られたレセプトに基づいて、国民健康保険の資格、診療点数の誤りがないか等を点検したうえで医療機関に対して保険給付を行うものである、ということでした。また、返還請求権の時効については、地方自治法第236条に規定されているものであり、保険者(熊本市)が独自に改善できるものではない、ということでした。

以上の申立て内容とそれに対する市の回答をふまえて、申立てについて考えるためには、申立ての前提になっている保険診療の仕組み、そのなかでの国民健康保険者としての熊本市の役割、医療機関と保険者(熊本市)の間に介在している国保連合会、九州厚生局および熊本県のそれぞれの役割、それに医療費の返還請求の仕組みをみたうえで、医師の医療行為と保険医療機関に対する責任追及のあり方に触れたいと思います。それだけの前提認識をもとに、申立ての趣旨(三つの論点)についてのオンブズマンの判断をお示ししたいと思います。

1 保険診療の仕組みと保険者(熊本市)の位置

(1) 保険診療の仕組みと関与する役割主体

国民皆保険制度を採用しているところにわが国の特徴がありますが、その根幹をなすのが国民健康保険制度です。この制度を運用している保険者は市町村です。

国民健康保険の運営の仕組みに簡単に触れておきますと、被保険者(国民健康保険加入者)が医療機関で診療を受けた場合には、被保険者は病院の窓口で本人の負担分を支払います。医療機関は本人負担を除く診療に要した費用をレセプトの形で請求し、県単位の国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)を経由して保険者がその費用を支払うこととなります。国保連合会とは、保険者である市町村および国保組合が共同して、診療報酬等の審査支払業務などを行うために、都道府県単位ごとに1団体ずつ設立された公法人です。

国民健康保険の主な事業は、診療にかかった費用(本人負担を除く)の給付、保険給付費の原資となる保険料(税)の賦課と徴収、被保険者証の発行、出産一時金の支給、葬祭費の支給という一時金の支給、40歳—70歳の加入者を対象とする健康診査の実施(特定健診)、特定健診者を対象とした保健指導の実施、等です。このなかでもとくに診療の費用(本人負担を除く)の給付、保険給付費の原資となる保険料(税)の賦課と徴収が大きな業務です。

今回問題になるのは市町村のなかでも熊本市ですので、以下では、保険者は熊本市、国保連合会は熊本県のそれを考えます。

保険診療の仕組みに登場する主体は、被保険者(国保加入者)、保険医と保険医療機関、国保連合会、九州厚生局、熊本県、および保険者(熊本市)ということになります。

保険診療は保険医が療養担当規則に基づいて保険診療を行い、保険医療機関が診療報酬に基づいて保険請求を行うことによって成立します。

保険診療では、療養を担当する保険医が個々の患者の症状に応じて具体的な診療内容を決定します。保険医療機関は、診療に従事する保険医を、療養担当規則に従って診療に当たらせるとともに、自らも療養担当規則に従って療養の給付を担当することになります。療養担当規則というのは、適切な医療を確保するために、医療

機関や医師の診療方針を定めたものです。

この療養担当規則は、保険診療の適切性を審査する規範として機能します。この規則に依拠して不適切と判断された医療行為は減点審査の対象になります。したがって、医療行為そのものの適否を判断するのではなく、不適切な医療行為に関わる保険点数を減点するという形でその不適切な医療行為に対応することになります。

保険給付は、厚生労働省において定められた診療報酬点数表に基づいて給付されます。この点数表は、各診療行為の保険点数及びその算定の方法を定めたものです。医療機関が作成するレセプトには、診療報酬点数表によって定められている保険点数が個別の診療行為について合計されて掲載されています。医療機関は、そのレセプトに基づいて保険者に対して医療費を請求しますが、医療機関と保険者の間に、レセプトについての国保連合会の審査および九州厚生局と熊本県による監査が介在しています。

医療行為が保険適用対象か保険適用外であるかを第一次的に判断するのは医療機関です。医療機関から国保連合会に対してレセプトが送られてくると、国保連合会がそのレセプトを審査します。その審査資料をもとに九州厚生局が監査の対象を選定し、九州厚生局と熊本県が共同で監査を実施することになっています。

(2) 国民健康保険者としての熊本市の役割

国民健康保険の仕組みのなかにおける保険者(熊本市)の役割がここで問題になります。医療機関からレセプトにより医療費(本人負担分を除く)の請求が国保連合会に対して行われると、国保連合会がレセプトの審査をして、問題があれば増減通知・返戻をしますが、問題がなければ、保険者に対して医療費を請求します。国保連合会から審査の終了したレセプトが送られてくると、資格確認事務(資格点検)と給付確認事務(レセプト点検)を行うのが保険者(熊本市)の役割です。

保険者が点検した結果、問題のないレセプトについては、保険者から国保連合会に対して請求どおりに医療費が支払われ、さらに国保連合会から医療機関に対して医療費が支払われます。問題のあるレセプトについては、保険者は、資格点検により資格誤りのレセプトがあれば、国保連合会に対して過誤返戻を依頼し、レセプトの点検により診療内容に疑義があれば、国保連合会に対して再審査請求を行います。

それを受けた国保連合会は、過誤処理(返戻)ないし再審査処理をして保険者に対して過誤調整結果報告書・再審査報告書に基づいて医療費を請求し、保険者はそれに基づいて医療費を支払います。また、国保連合会は、医療機関に対して、返戻レセプトを送付するとともに、再審査減点通知に基づいた医療費を支払うことになります。

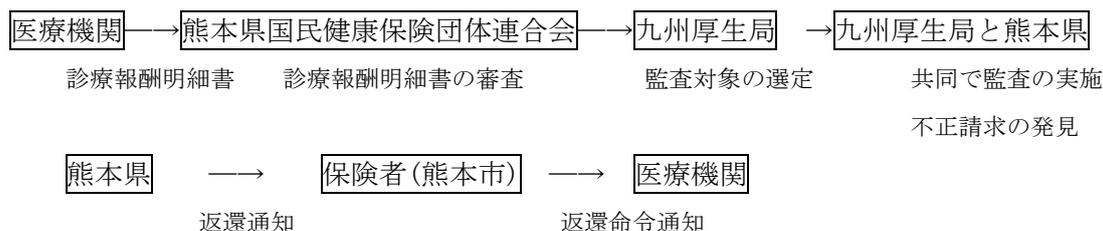
なお、保険者によるレセプトの点検作業は民間に委託されています。

(3) 医療給付の返還請求の仕組み

今回のケースでは、申立人が、医療機関に対して、すでに支払われた医療費を保険者に返還するように求めているので、その手順の進め方をみておく必要があります。

国保連合会は、熊本県内の医療機関のレセプト(診療報酬点数)を、九州厚生局に提供します。それをもとに九州厚生局が監査対象の医療機関を選定したうえで、九州厚生局と熊本県が共同で医療機関の監査を実施した結果、不正請求・不当請求が発見された場合には、熊本県が「診療報酬の返還について」という返還通知を保険者(熊本市)に発送し、保険者が医療機関に返還命令の通知をします。医療機関から保険者に不正請求分・不当請求分が返還されると、保険者(熊本市)が熊本県に「返還処理結果報告書」を提出して、返還手続は終了します。

このように九州厚生局と熊本県は共同で医療機関の監査を実施し、保険の不正請求・不当請求を発見した場合には、熊本県が保険者(熊本市)に通知しますと、保険者が医療機関に対して返還命令を出すこととなります。図示すればつぎのようになります。



2 医師の医療行為と医療機関に対する責任追及の二つの方法

申立人は医療行為や検査方法の適切さを求めています、その求め方の特徴は、保険診療の仕組みを活用しようとするところにあります。

医療行為は、医師の専門的な判断によって行われますが、その医療行為が適切かどうかは第一次的にはその医師自身が判断します。患者さんの同意を得て医師が行う医療行為は適切かつ適法なものと推定されますが、医師の医療行為に対して不適切ではないか、過誤ではないかという疑問をもったり確信をもった場合には、患者さんがその疑いを確かめる方法や確信をもとに責任を追及する方法にはどのようなものがあるのでしょうか。大きくは二つの方法が考えられます。ひとつは、患者さんが医療行為そのものの適否を問題にする方法、もうひとつは、医療機関からの診療報酬請求に不正がないかどうかを問題にする方法です。この方法も実際には保険診療の仕組みを通して医療行為の適否を問題にしています。申立人が今回選択しているのは後者の方法です。

① 医療行為の適否を直接問題にする方法

患者さんは、医療過誤や医療の不適切さを疑う場合には、最初に、医師に対して当該医療行為についての説明を求めます。その説明に納得できなければ、患者さんはその医師の勤務する医療機関に対して医療行為についての説明を求めるのが常です。それでも納得できない場合には、患者さんは医療機関の外に相談したり訴えたりする方法を考えることができます。医療安全支援センター・医療安全相談窓口、弁護士への相談、医師会による苦情対応、調停などの裁判外紛争解決制度、医療訴訟などを利用する方法です。これらの方法のいくつかが順次利用されることもあります。

なお、医療過誤による深刻な生命侵害や健康被害が疑われる場合には、業務上過失致死傷の疑いで捜査が開始され、医師の刑事責任が問われることもあります。患者さんの告訴によって捜査が開始されることもあります。

② 医療機関からの診療報酬請求が適正かどうかを問題にする方法

これは保険診療に特有の方法です。不適切な医療行為には、医療ミスもあれば、過剰診療や薬の過剰投与などに基づく診療報酬請求もあります。ある医療行為が保険適用か否かを問うものもあれば、医療機関からの保険給付の請求が適正かどうかを問うものもあります。

国保連合会がレセプトを審査した結果をもとに、九州厚生局が監査する医療機関を選定しますが、監査を共同で担うのは、九州厚生局と熊本県です。このような仕組みを前提にすれば、責任追及のために患者さんにできることは限られています。第一に、患者さんが、監査の権限をもつ九州厚生局に対して、特定の医療機関に対する監査を求めるために、不正請求に関する情報を提供することが考えられます。そのような情報が持ち込まれても、九州厚生局が特定の医療機関を監査の対象にするかどうかは、九州厚生局自身の独自の判断によります。第二に、患者さんが、九州厚生局が特定の医療機関を監査しなかったという不作為責任を追及することができないのかどうかは一応検討の余地があります。しかし、このような不作為責任を追及しうるためには、九州厚生局に申立人の件に対する監査義務がなければなりません。九州厚生局の監査対象になった医療機関であれば、その監査の結果として受けた行政処分に不服があれば、行政不服審査請求をするという方法もあれば、診療報酬の減点査定を不服として訴訟を提起する方法もありますが、申立人は、九州厚生局から何らかの行政処分を受ける立場にはないからです。

それゆえに、②の方法として現実的に可能なのは、九州厚生局に特定の医療機関に対する監査を求めるために、特定の医療機関の医療行為についての情報を提供することにとどまらざるをえないのではないかと思います。

おそらく、患者さんが医療行為の適否を問題にする通常の方法は①であろうと思

います。

この方法であれば、患者さん自身が、自分の受けた医療行為について医師ないし医療機関に対して直接疑問を語り、医師と医療機関の責任を直接追及することができます。しかしながら、申立人は、②の方法を選択して、九州厚生局に働きかけ続けていることがうかがわれます。

監査すべき特定の医療機関を監査しなかったために、その医療機関の不適切な医療行為についての診療報酬の不正請求が許されたことになり、その結果取り締まられていない不適切な医療行為(保険適用外のパッチテストという検査方法)によって健康被害を受け続けたというのが、申立人の論理だと思います。そこで申立人は診療報酬の不正請求があったことを九州厚生局に認めさせ、その指導により、保険適用外の不適切な医療行為をやめさせてほしいと願っていることがうかがえます。

3 三つの論点に立ち返って考える。

以上の1と2を前提にして三つの論点について考えることにします。

(1) 論点の第1について—パッチテストの保険適用と診療報酬請求の監査について—

申立人は自分が民間医療機関で受けたパッチテストに被害を受けたことをもとに、保険適用のない危険なパッチテストで医療機関が不正な保険請求をしているのを、九州厚生局が取り締まっていないことを批判しています。平成12年時点で厚生局(国)がパッチテストの正しい方法と診断を医療機関に説明しておけば、不当な医療行為は行われなかったし自分も被害を受けなかった、というのが申立人の主張です。

アレルギー反応を誘発する原因物質をアレルゲンといますが、パッチテストとは、アレルゲンと考えられる物質を水に溶かしたエキスを皮膚と接触させてその部位に反応が生じるかどうかを見る皮膚反応検査のうち、皮膚にエキスを塗って反応が出るかどうかを見る検査方法のことです。これは「アレルギー性の接触性皮膚炎の診断確定と原因解明のために行う検査」で、食品等による皮膚のトラブル、化粧品かぶれ、薬剤、金属などについてのアレルギー反応を検査する方法です。

申立人は、平成18年12月に熊本県国保連合会から「パッチテストはアレルゲンの診断のみに保険給付できます」という回答を得て、アレルゲンの診断以外でのパッチテストの実施に対して保険給付されているのは、不正な医療費の請求であると確信するようになったものと推測されます。それだけではなく、申立人は、パッチテストそれ自体が不適切な医療行為であることを問題にしています。申立人によれば、クリーム現物によるパッチテストは接触性皮膚炎をつくるから危険なのに、この方法でパッチテストを実施している医療機関が取り締まられていないこと、とりわけ九州厚生局が不適切な医療行為や不正な保険請求を行う医療機関を指導も監査もしようとしなないことを問題にしています。

刺激性の接触性皮膚炎であってアレルギー症状のない申立人に、アレルギー反応を調べるパッチテストを行って保険給付を請求したのは不正請求だから、不必要なパッチテストを実施した医療機関に支払われた保険給付は返還されるべきである、というのが申立人の主張です。

思うに、パッチテストの費用が保険請求されている場合には、その診療報酬の請求は、アレルゲンの診断のためのパッチテストの診療報酬点数で請求されていると推測されますが、このような請求の仕方それ自体が、不正請求というのが申立人の考えです。保険適用外のパッチテストの費用が、アレルゲンの診断のためのパッチテストの費用として保険請求されていたとしても、診療報酬点数が少ないこともあり、その医療機関が監査の対象になることは考えにくいと思いますが、それは九州厚生局の判断によるものと思います。

その場合に、クリーム現物によるパッチテストの危険性が医師の間にもどの程度一般的に認識されていたのか、およびパッチテストによる保険請求がどこまで一般的に認められていたのが問題になりますが、前者は医師の専門的判断の問題であり、後者は九州厚生局の監査の内部基準とその運用の問題であろうと思います。

申立人は、第一次的には不正な保険請求を問題にすることを通して、より根底的には、危険なパッチテストが医療機関で実施されていること、すなわち不適切な医療行為が許容されていることを問題にしているものと思います。申立人は、このような二重の意味において医療機関に対する九州厚生局の監査と指導を求めていることがわかります。

それでは申立人が保険者(熊本市)に求めているのは何なのかが問われますが、市の回答にあるように、保険者(熊本市)は、九州厚生局の取り締まりに関与する立場にないと言わざるを得ないと思います。

パッチテストに関する市職員の認識が問われているのは、次の論点第2においてです。

(2) 論点の第2について一市の担当職員に対する申立人の批判について一

申立人は、薬剤のパッチテストへの保険給付はなく、パッチテストはアレルギー性接触皮膚炎の検査に適応があるが、市の担当職員がパッチテストは「治療目的であれば保険適用になると思う」と回答したのは虚偽だと批判しています。ただ、申立人は、市の担当職員による「病院の医師に尋ねていただくとよい」という助言には触れずに、パッチテストが治療目的であればどんなパッチテストも保険適用になるという回答だったと理解しているように思います。市の職員はパッチテストが保険適用になる場合があることを一般的に語った可能性もありますが、申立人は、市の担当職員がパッチテストの保険適用が限定されていることを明確に認識していないこと、さらにはパッチテストの危険性を認識していないことを問題にしているも

のと推測されます。

医師ではない市の職員にパッチテストの保険適用の具体的な範囲について即答を求めること自体に無理があるように思います。申立人が市の職員に対してもパッチテストの危険性と保険適用の限定性を正確に認識するよう求めているのは、市の職員、とくに保健所に対して、そのような認識に基づいて医療機関を指導するように求めているからだと思います。市の担当課が保険診療の仕組みに対する正確な認識をもつのが望ましいのは言うまでもありません。不適切な医療行為が行われているのを、市の職員にも認識してほしいという申立人の思いはよく理解することができます。

(3) 論点の第3について一すでに給付された医療費の保険者への返還をめぐって一

申立人は、保険者(熊本市)が特定の医療機関に対して、すでに不当に給付された医療費を返還請求することを求めています。しかし、すでにみたように、保険給付の返還請求の仕組みをみると、保険者(熊本市)が医療機関に返還請求をするためには、国保連合会による審査に続き、九州厚生局と熊本県が共同で実施する監査が先立って行われることになっています。したがって、申立人の求めているように、保険者(熊本市)が医療機関に対して不正請求に係る費用を返還請求するためには、九州厚生局と熊本県の共同による監査の結果、診療報酬の不正請求が発見されて、熊本県から返還通知が保険者(熊本市)に送付されることが手続的な前提になっています。保険者(熊本市)はその返還通知に基づいてはじめて医療機関に返還命令の通知を送付することになります。

申立人の場合については、特定の医療機関に対する査定によって、熊本県から返還通知等も送付されないまま、すでに保険給付がなされています。保険者(熊本市)のレセプト保管期間の5年も経過しています。市の回答にあるように、返還請求権自体が5年で時効消滅していることになります。もともと、時効にかかっていると、保険者が医療機関に対して法的に返還請求できないというだけですので、医療機関が、受け取った保険給付額を自主返還することは考えられないではありません。しかしそのためには、医療機関に診療報酬の不正請求を認めさせる必要がありますが、それ自体が著しく難しいと思われます。

申立人から見れば、熊本県国保連合会の審査と九州厚生局の監査で医療機関の不正請求が見逃されていることは、許しがたいことです。医療機関の不正請求を追及しないことは、九州厚生局や国保連合会が不適切な医療行為を行った医師や医療機関を守っているようにみえるにちがいません。保険者が、不正請求に対してすら保険給付をしているとすれば、保険料を払っている被保険者(国保加入者)からみれば許しがたいものと思えるはずで。

なお、アレルギーの診断用のパッチテストの診療報酬点数は、21種(21箇所)

までは1種16点、22種(22箇所)以上であれば、一連の費用350点と、比較的少額ですが、申立人にとっては、保険者に返還されるべき診療報酬金額の多寡は問題ではないにちがいません。医療機関からの不正請求がまかりとおり、被保険者が納める貴重な国民健康保険料が少しでも無駄に支出されていること自体が許しがたいのだと思います。

4 申立人の被害者感情から公憤へ

申立人には、診療や検査を受ける患者さんのことを考えないで、医療機関の利益追求に走っているように見える医療機関に対する怒りや憤りが大きいことがうかがえます。保険診療における医療費の不正請求という形で、不当な医療行為や検査を行う医療機関の責任を問いたいという申立人の思いはよく伝わってきます。申立人の確信するところによれば、被保険者が納入した貴重な国民健康保険の保険料が、有害な治療や薬、あるいは不必要な医療や薬に用いられているのだから、そのために支払われた診療報酬は保険者である熊本市に返還されなければならない、ということになります。最終的には、保険者(熊本市)が、不正請求にもかかわらず保険給付された金額の返還を求めてほしいという思いが、今回の申立ての基礎にあることもわかります。

不当な医療行為に対する保険給付は行われるべきではない、不当な医療行為に対する保険給付は返還されるべきである、という申立人の主張自体は正しいと言うほかありません。しかしながら、正しい主張であることを具体的に証明することも、正しい主張を制度的に実現することも必ずしも容易なことではないのはまぎれもない事実です。医療行為が適正なものであったかどうかは、医師および医療機関が専門的に判断することであり、保険者と医師・医療機関の間には、県の国保連合会、九州厚生局、熊本県が介在していて、保険診療の仕組みにおけるそれぞれの役割が規定されています。返還手続もそのなかに位置づけられています。しかも、自分にとっては正しいと確信できる主張であっても、他者からの反論を受けるのが常ですから、その反論に対抗して正しい主張を証明する必要があります。

不適切と思われる医療行為や投薬や検査が、その副作用も含めて、患者さんに何らかの健康被害をもたらす場合があるのは事実ですし、適切と思われていた医療行為や投薬すら、健康被害をもたらす事実もあります。多くの医療過誤や薬害がそのような事実があることを教えてくれています。ひとつひとつの医療行為や投薬や検査の被害は小さくても、長期にわたりいくつも重なることによって、その被害が大きくなっていきます。そうした複合的な被害に対する責任を追及するためには、不適切な医療行為と身体的被害との因果関係を証明する必要がありますし、身体的被害に対する法的責任が誰にあるかを確定する必要がありますが、いずれも容易なことではありません。

申立人は保険医療の仕組みのなかでは九州厚生局に監査の権限があることを認識したうえで、九州厚生局に、医療機関の行っている不適切な医療行為や検査方法による

保険請求は不正請求であることの確認を求めているのはよく理解できます。しかも、申立人は九州厚生局にその不正請求を認めさせることを通して、不正請求されている医療行為そのものが行われないように医療機関への指導をも求めていることもわかります。

申立人の思いのなかには、不当な医療行為や投薬によって人生を傷つけられた被害者としての思いがこめられているのはもとよりですが、それだけでなく、医療機関による診療報酬の不正請求に対する公憤ないし義憤も感じられます。というのも、不正な医療行為で保険請求を行っている医療機関には保険給付を返還させるべきだという強い意思が示されているからです。申立人は自分のために直接の利益を求めているわけではありません。申立人は、医療機関による不正な診療報酬の請求が行われていることを九州厚生局に認めさせることを通して、不正な医療行為そのものの責任を追及し、それによって患者さんにとって望ましい医療が行われることを願っていることがわかります。

しかしながら、保険診療制度の枠組みの中では、申立人の被害者感情に支えられた責任追及も、公憤に支えられた責任追及も難しいと思えるのも事実です。申立人の申立てを支えている公憤ないし義憤が、オンブズマン制度の年次報告書を通して、熊本市民によっても医療機関によっても、一つの社会的な問題提起として受けとめられることに期待したいと思います。申立人の申立ての動機のなかには、国民の健康と幸福のために国民皆保険制度が正しく使用されることを願う強い気持ちが込められていることがわかりますので、その気持ちが熊本市民の方々にも医師や医療機関の方々にも伝わることを願っています。

(15) 市電軌道敷内の「緑のじゅうたん」など

【苦情申立ての趣旨】

- 1 通町筋の軌道敷内の芝生の植え込みは、維持管理等に多大な費用を要するので止めるべきである。
- 2 通町筋では、野鳥の糞害がひどく、観光客の迷惑になっている。
- 3 タクシードライバーのマナーが悪く、観光客の迷惑になっている。
- 4 公衆トイレの照明が暗く不衛生である。

【オンブズマンの判断】

あなたが申し立てられた上記苦情申立ての趣旨1ないし4の件については、調査を行うかどうか慎重に検討しましたが、熊本市オンブズマン条例15条(2)では、「苦情の申立てに係る事実について、当該申立てを行ったものが自身の利害を有しないとき」には当該申立てはオンブズマンの調査対象外とされており、ここでいう「苦情の申立てに係る事実について、自身の利害を有」するとは、申立人が市の機関の業務の執行に関する事項

やそれに関わる職員の行為によって、自分自身が直接の不利益や権利の侵害を受けたことを言います。あなたの苦情申立ては、いずれも市政の改善を求める貴重なご意見ですが、申立人自身が個別直接に上記の利害を有している事実とは言えないので、オンブズマンの調査の対象外となります。

なお、あなたの上記ご意見につきましては、同様のご意見が他の市民の方からも届いておりますので、本年度末にオンブズマンが報告書をまとめる際に同報告書の内容に反映させたいと考えております。

また、軌道敷内の芝の植え込みなど市政に関する一般的なご要望・ご意見については、熊本市広聴課がご提案を受け付けております。

(16) 上下水道料金徴収システムのリース契約

【苦情申立ての趣旨】

市は、2009年に日立と上下水道料金徴収システムのリース契約を締結しているが、運用開始が2年ほど延長されたとの報道があった。運用開始されていないシステムにもかかわらず月額100万円程度の支払いをしているとのことである。水道事業管理者の親族が日立系列の会社に就職しているため融通しているとの噂も聞いた。

市民として、このような不正な支払いや税金の不正使用は我慢できない。

【オンブズマンの判断】

あなたが申し立てられた上記苦情申立ての趣旨については、調査を行うかどうか慎重に検討しましたが、熊本市オンブズマン条例15条(2)では、「苦情の申立てに係る事実について、当該申立てを行ったものが自身の利害を有しないとき」には当該申立てはオンブズマンの調査対象外とされております。ここでいう「苦情の申立てに係る事実について、自身の利害を有」するとは、申立人が市の機関の業務の執行に関する事項やそれに関わる職員の行為によって、自分自身が直接の不利益や権利の侵害を受けたことを言います。あなたの苦情申立ては、いずれも市政の改善を求める貴重なご意見ですが、申立人自身が個別直接に上記の利害を有している事実とは言えないので、オンブズマンの調査の対象外となります。

なお、普通地方公共団体の職員について違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、住民監査請求が可能な場合がございます(地方自治法第242条)。詳細につきましては、熊本市監査事務局にお問い合わせください。

(17) オンブズマン制度の運用

【苦情申立ての趣旨】

1 熊本市オンブズマンが申立人に対して通知書を送る際に、郵便配達を利用しているが、

郵便費用軽減のために、電話受付ならば電話による通知、ネット受付ならば E メールによる通知にすべきである。

2 オンブズマンへの市民の申立てにより市政が改善した場合は、表彰等を行うべきだ。

【オンブズマンの判断】

あなたが申し立てられた上記苦情申立ての趣旨については、調査を行うかどうか慎重に検討しましたが、熊本市オンブズマン条例15条(2)では、「苦情の申立てに係る事実について、当該申立てを行ったものが自身の利害を有しないとき」には当該申立てはオンブズマンの調査対象外とされております。ここでいう「苦情の申立てに係る事実について、自身の利害を有」するとは、申立人が市の機関の業務の執行に関する事項やそれに関わる職員の行為によって、自分自身が直接の不利益や権利の侵害を受けたことを言います。あなたの苦情申立ては、いずれも貴重なご意見ですが、熊本市オンブズマン条例には表彰制度自体が存在しないため、立法のご意見にはなりませんものの、申立人自身が個別直接に上記の利害を有している事実とは言えないので、オンブズマンの調査の対象外となります。

なお、オンブズマンからの通知が郵便配達により行われている件につきましては、市民の皆様からのご苦情を真摯に受け止め、ご苦情の内容を紙媒体で記録に留める必要があることから、公印押印の上で郵送することと定められており、メール・電話等の手段は採っておりません。何卒ご理解を賜りたく存じます。

(18) 市長の公約予算など

【苦情申立ての趣旨】

1 熊本市長は130項目の公約をしているが、公約予算が179億円あることをほとんどの人は知らない。市政だよりに項目と予算を計上し、一般市民に周知すべきである。

2 幸山政史後援会に600万円も寄付をしている。

【オンブズマンの判断】

あなたが申し立てられた上記苦情申立ての趣旨については、調査を行うかどうか慎重に検討しましたが、その検討過程で、関係資料を参照しましたところ、次のことが判明いたしました。

1 苦情申立ての趣旨1につき、市政だより平成23年5月号に公約124項目の予算が179億円であることが明記されております。124項目すべてについて逐一記載されてはおりませんが、「予算について詳しくは財政課(☎096-328-2085)へ。」というご案内がございます。

2 また、苦情申立ての趣旨2については、平成22年度に幸山政史後援会に600万円の寄付がありますが、この寄付は「幸山政史の会」という市とは別個のいわゆる政治団体が行ったものであり、市から600万円が支出されているわけではございません。

ところで、熊本市オンブズマン条例15条(2)では、「苦情の申立てに係る事実につい

て、当該申立てを行ったものが自身の利害を有しないとき」には当該申立てはオンブズマンの調査対象外とされております。ここでいう「苦情の申立てに係る事実について、自身の利害を有」するとは、申立人が市の機関の業務の執行に関する事項やそれに関わる職員の行為によって、自分自身が直接の不利益や権利の侵害を受けたことを言います。あなたの苦情申立ては、市政の改善を求める貴重なご意見ですが、申立人自身が上記の利害を有しているとは言えませんし、幸山政史の会の寄付は市の業務に該当していないこともあり、オンブズマンの調査の対象外となります。

（19）在日外国人への公金の支出

【苦情申立ての趣旨】

在日朝鮮人には、いったいいくらを払っているのかを教えてください。

【オンブズマンの判断】

あなたが申し立てられた上記苦情申立ての趣旨については、調査を行うかどうか慎重に検討しましたところ、調査対象が不明確な上、その申立ての内容からすると、オンブズマン条例15条（2）により、「自身の利害」を有しないものとして、オンブズマンの調査対象外事項になります。

すなわち、熊本市オンブズマン条例15条（2）では、「苦情の申立てに係る事実について、当該申立てを行ったものが自身の利害を有しないとき」には当該申立てはオンブズマンの調査対象外とされております。ここでいう「苦情の申立てに係る事実について、自身の利害を有」するとは、申立人が市の機関の業務の執行に関する事項やそれに関わる職員の行為によって、自分自身が直接の不利益や権利の侵害を受けたことを言います。あなたの苦情申立ては、申立人自身が個別直接に上記の利害を有している事実とは言えないので、オンブズマンの調査の対象外になります。

（20）街路灯など

【苦情申立ての趣旨】

1 熊本市立向山小学校正門前の街路灯が去年末から現在に至るまで点灯していないにもかかわらず、市はメンテナンスをしていない。他にも、点灯しないものや、明るくなっているのに点灯したままの街路灯を多く見かける。電気代や電球の無駄遣いである。

2 旧熊本市産業文化会館の有効活用が出来ていないばかりか、熊本市中心部の商業活性化の妨げとなっているのに、市はそれを放置している。自転車やバイクが駐輪していると景観が悪いばかりか歩行者と接触するなどの危険性がある。

3 オンブズマン事務局は民間のマスミューチュアル生命ビル2階に入居しているが、市役所の目と鼻の先に事務局がある必要性が感じられない。賃料の無駄遣いではないか疑問である。さらに、同じビルに熊本市教育委員会が入居しているようだが、公平かつ中立が

保てるのか。また、電子メールでの苦情申立てに対し、郵便で対応するのは郵送料の無駄遣いである。

4 河原町電停から呉服町電停に至る間の街路灯数本が、夜は点灯せずに昼まで点灯していたりする。その他にも、切れたままの街路灯がある。

また、市の中心地付近の路線傍の街路灯などの設備の管理がいい加減で見苦しい。防犯面からも問題であるし、節電の時流にも反しており、電気代の無駄遣いでもある。

5 市役所の建物外観および周辺（特に駐車場側）の設備などの管理・清掃が悪く、破損・汚損が見える。市役所も観光客や市民が多数訪れる場所であるから清潔感を大事にしてもらいたい。

6 熊本市のバス路線が事業者ごとに分けられていることで、交通の利便性が損なわれ、市民が高い利用料を負担させられている。バス事業者間の競争を促進しないため、バス料金が高いばかりか利用者のニーズに対応しない路線となっている。また、交通センターを拠点とする路線が多く、交通渋滞の原因ともなっている。

【オンブズマンの判断】

あなたが申し立てられた上記苦情申立てについて、調査を行うかどうか慎重に検討しましたが、熊本市オンブズマン条例では、申立人が市の機関の業務の執行に関する事項やそれに関わる職員の行為によって、自分自身が直接の不利益や権利の侵害を受けたことを申立ての要件にしております（同条例第15条（2））。

あなたの苦情申立ての、街路灯の点灯の問題、旧熊本市産業文化会館の有効活用の問題、市役所の建物外観や周辺設備の管理・清掃の問題、バスの路線や料金の問題などは、いずれも市政の改善を求める貴重なご意見ですが、申立人自身が直接の不利益や権利の侵害を個別に被った事実とは言えず、市政に関する一般的なご要望・ご意見ですので、オンブズマンの調査の対象外となります。

なお、市政に関する一般的なご要望・ご意見については、熊本市広聴課がご提案を受け付けております。

また、オンブズマン事務局の所在地に関しては、オンブズマンの独立性を担保し、かつ市民の利便性およびオンブズマンの調査の効率性を確保するという観点から、市役所庁舎内ではなく、近隣する立地に設置することとし、賃料が最も安価な現物件に決定したものです。あなたのご指摘のとおり、同じビルに市の機関が入居しておりますが、オンブズマン事務局とは物理的に隔てられた個室となっており、独立性が損なわれることはございません。

オンブズマンからの通知が郵便配達により行われている件につきましては、市民の皆様からのご苦情を真摯に受け止め、ご苦情の内容を紙媒体で記録に留める必要があることから、公印押印の上で郵送することと定められており、メール・電話等の手段は採っておりません。何卒ご理解を賜りたく存じます。

(21) 街路灯の点検・維持管理

【苦情申立ての趣旨】

1 熊本市立向山小学校正門横の街灯が切れたままになっており、付近が暗く防犯上良くない。私のように市政などに不満を強く抱えている人が夜間に付近を通ることもあるので、そういった人が、いつ気が変わって犯罪を犯しかねない状況であり、市民が犯罪の危険にさらされている状態を市は放置している。私もそこを一人で通るのが怖い。

2 太平橋際（本山地区側）に設置されている街灯が切れたままになっており、散歩などで道路を渡る人もいるので特に夜間はとても危険だと思う。以前より街路灯の点検・維持管理が悪いと苦情を入れていたが一向に改善していないと思われる。

【オンブズマンの判断】

あなたが申し立てられた上記苦情申立ての趣旨については、熊本市オンブズマン条例15条(2)では、「苦情の申立てに係る事実について、当該申立てを行ったものが自身の利害を有しないとき」には当該申立てはオンブズマンの調査対象外とされております。ここでいう「苦情の申立てに係る事実について、自身の利害を有」するとは、申立人が市の機関の業務の執行に関する事項やそれに関わる職員の行為によって、自分自身が直接の不利益や権利の侵害を受けたことを言います。あなたの苦情申立ては、市政の改善を求める貴重なご意見ですが、没个性的で申立人自身が個別直接に上記の利害を有している事実とは言えないので、オンブズマンの調査の対象外となります。なお、市政の改善を求める一般的なご要望・ご意見については熊本市広聴課がご提案を受け付けております。

また、同条例第15条(5)では、「調査が相当でないと認められるとき」には、当該申立て事項はオンブズマンの調査の対象外となると規定しております。ここでいう「調査が相当でないと認められるとき」には、重複その他の理由により新たな申立てと認められない場合も含まれます。上記苦情申立てに関しては、すでに街路灯の管理に関する案件を受け付けており、いずれも市内の街路灯の管理に関する苦情であることから、重複する申立てとして、同条項に該当し、調査が相当でないと認められるので、オンブズマンの調査の対象外となります。

あなたの上記ご意見につきましては、市政一般の改善を求める貴重なご要望ですので、本年度末にオンブズマンが報告書をまとめる際に同報告書の内容に反映させたいと考えております。

(22) 広域避難場所の設定

(23) 道路管理

【苦情申立ての趣旨】

(22)

私の居住する地区の広域避難場所は全てが白川の河川敷（堤防も含むか不明）となって

おり、梅雨時期など白川が増水している際に地震・火災災害が起きた場合を想定していないようだ。ここ数年白川河川整備事業が行われているが広域避難場所なのに国の事業だからということで話し合い等を行っていないように思える。東日本大震災の後に熊本市は防災マップなどを再作成しているがそれも震災以前に有ったものをまとめただけの様に思えるもので大災害を想定したものにはなっていないように思う。このような防災の考えでは大変不安に思う。

(23)

熊本市道の白線が消えて危険が生じているのに補修メンテナンスをしていない。昨年に熊本市市街地（辛島町から花畑町電停の区間）の車道の白線が消えているので夜間の走行中にレーンが分からないばかりか、はみ出してくる車も多いので危険に感じ、また中心市街地なので景観が悪かったり県外から来た人にとっても走行し難いと考えたので熊本市へ白線を引きなおして欲しいとの要望電話をしたら、熊本市は近く数か月後に該当する道路整備が予定されているのできれいになりますとの回答を頂いた。しかし今まで全く工事も行われない。本当に道路整備の予定があるのだろうか疑問に思う。

この件も私にとって利害が生じていると主張しても、また必要な工事をしない事による市の税金無駄遣いによって市民が不利益を被ったり、交通事故の危険にさらされたりしても、オンブズマン条例15条(2)にある申立て人に直接利害を有しないから都合の悪い調査は調査対象外と判断するオンブズマン制度がまずおかしいと考える。

【オンブズマンの判断】

あなたが申し立てられた上記苦情申立ての趣旨については、重ねてのご通知となり恐縮ですが、熊本市オンブズマン条例15条(2)では、「苦情の申立てに係る事実について、当該申立てを行ったものが自身の利害を有しないとき」には当該申立てはオンブズマンの調査対象外とされております。ここでいう「苦情の申立てに係る事実について、自身の利害を有」するとは、申立人が市の機関の業務の執行に関する事項やそれに関わる職員の行為によって、自分自身が直接の不利益や権利の侵害を受けたことを言いますので、没個人的で一般化しているご提言は調査対象外となります。

このような調査対象外の規定が設けられたのは、苦情の内容がいたづらに広範化し、市民の個別の権利及び利益を保護するというオンブズマン制度の本来の趣旨を逸脱する事態を防止するためです。

あなたの苦情申立てはいずれも、市政の改善を求め、広く熊本市民の利益に関わる貴重なご意見ですが、申立人自身の個別の利害と直接関連する事実とは言えないので、オンブズマンの調査の対象外となります。

あなたの上記ご意見につきましては、市政の改善を求める貴重なご要望ですので、今までに頂いたご意見とともに本年度末にオンブズマンが報告書をまとめる際に同報告書の内容に反映させたいと考えております。

(24) 市街地の自転車設備の撤去、オンブズマン制度

【苦情申立ての趣旨】

1 熊本市の駐輪場有料化の際に行われる市街地の自転車駐輪設備の撤去について苦情がある。市街地へ自転車で行った際に新市街沿いの自転車駐輪設備が撤去されるようだが、もともと熊本市の放置自転車対策で市民の税金を使って市街地にエリアを設けて作られた設備であるのでその代わりに同様の設備が作られるのであれば良いが、市に問い合わせたところ現状の設備を撤去して有料の設備を代わりに作るという方針は、私もそうだが市民の利便性を奪い現在使える設備（税金）を無駄にする事になっていると考える。また禁止区域の近くの区域外の場所に住んでいる私もそうだが、マンションの自転車置き場などに駐輪に困った人の駐輪が増えるのではないかとという心配もある。

2 オンブズマン制度を利用して熊本市政に対して苦情申し立てをするも、現行のオンブズマン制度では市民である私からの苦情意見が調査対象外となり、オンブズマン制度の本来の目的を果たせない状態にある。(オンブズマン制度の目的、オンブズマンが市政に関する苦情を公平かつ中立的な立場で、簡易迅速に処理することにより、市民の皆さんの権利と利益の保護を図り、市政に対する理解と信頼を高めること。) 現行の熊本市オンブズマン制度で「自分自身が直接の不利益や権利の侵害を受けた」という事に熊本市民が納めた税金を有効に使ってもらい安心・快適に熊本市に住む権利は含まれていないのか。熊本市オンブズマン制度が導入・発足して以降、熊本市民である私は熊本市政に対する理解と信頼を大きく損なった。熊本市民の権利として熊本市が良くなるように案じ市政に対する苦情を言うが、オンブズマン制度を利用しても熊本市政は全く良くならないと思う。

【オンブズマンの判断】

あなたが申し立てられた上記苦情申立ての趣旨については、何度も重ねてのご通知となり恐縮ですが、すでにご案内のとおり、熊本市オンブズマン条例15条(2)では、「苦情の申立てに係る事実について、当該申立てを行ったものが自身の利害を有しないとき」には当該申立てはオンブズマンの調査対象外とされております。ここでいう「苦情の申立てに係る事実について、自身の利害を有」するとは、申立人が市の機関の業務の執行に関する事項やそれに関わる職員の行為によって、自分自身が直接の不利益や権利の侵害を受けたことを言います。したがって、税金の用途等については直接的な自己の利害に関わる事項と言えず、調査の対象外となります。

また、上記申立ての趣旨2については、同条例第6条(5)において、「オンブズマンの職務に関する事項」はオンブズマンの管轄から除外することとされ、あなたの上記苦情申立ては、オンブズマンの職務に関する事項に該当するため、オンブズマンの調査の対象外となります。さらに、同条例第15条(5)では、「調査が相当でないと認められるとき」には、当該申立て事項はオンブズマンの調査の対象外となると規定しております。ここでいう「調査が相当でないと認められるとき」には、重複その他の理由により新たな申立て

と認められない場合も含まれます。上記苦情申立て2に関しては、すでに同様の案件を受け付けており、重複する申立てとして、同条項に該当し、調査が相当でないと認められるので、オンブズマンの調査の対象外となります。

あなたの上記ご意見につきましては、市政の改善を求める貴重なご要望ですので、今までに頂いたご意見とともに本年度末にオンブズマンが報告書をまとめる際に同報告書の内容に反映させたいと考えております。

(25) 不正入居

【苦情申立ての趣旨】

申立人の両親が入居している市営住宅（身体障がい者用住宅）に、身体障がい者でないのに、身体障がい者用住宅に入居している方がいる。不正入居が疑われるので、調査してほしい。

【オンブズマンの判断】

あなたが申し立てられた上記苦情申立てについては、調査を行うかどうか慎重に検討した結果、調査しないことになりました。

熊本市オンブズマン条例15条（2）では、「苦情の申立てに係る事実について、当該申立てを行ったものが自身の利害を有しないとき」には当該申立てはオンブズマンの調査対象外とされております。

あなたの苦情申立ては、上記苦情申立ての趣旨にあるように、身体障がい者でない方が身体障がい者用の住宅に入居しているのはおかしいので調査してほしい、ということです。

確かに、不正入居しているということが事実であれば、それは許されるべきことではありません。しかしながら、あなたのご両親が入居されている市営住宅に不正に入居している方がいたとしても、あなたが直接的に不利益を被るものではありません。また、匿名での調査依頼ということでしたので、オンブズマン制度になじまないものとも言えます。

したがって、あなたの苦情申立ては、「自身の利害を有しない」（熊本市オンブズマン条例15条（2））ものとして、オンブズマンの調査対象外事項となります。

なお、あなたの苦情申立ては上述したように調査対象外事項となりますが、不正入居という事実は看過できませんので、一般的な調査方法を検討して参りたいと思います。

(26) 公園内の街灯など

【苦情申立ての趣旨】

熊本市公園管理課は熊本市本山町にある通称三角公園内にある街灯が破損しているのを放置している。管理用と思われる蓋のネジが外れており、破損変形して隙間もあるので子供が誤って怪我をしてしまう可能性が有る（グーグルマップ2008年12月ごろ撮影にも破損した街灯が写っている。）更に苦情の原因となった日時には日中にもかかわらず街灯

が点いていて節電の要請もあっている今日にあって電気の無駄遣いも行っている。その事について指摘しても熊本市オンブズマンは市民に損害が生じ、また生じるかもしれない状態であるにもかかわらず、私（熊本市民）個人に損害が生じていないので調査対象ではないと他意見と同じ対応を続けている。これが 熊本市民に対して損害を与えていると考える。（結局、熊本市が怠慢な市政を行っている原因は熊本市オンブズマンである事になる。）

【オンブズマンの判断】

あなたが申し立てられた上記苦情申立ての趣旨については、重ね重ねのご説明となり恐縮ですが、熊本市オンブズマン条例15条（2）では、「苦情の申立てに係る事実について、当該申立てを行ったものが自身の利害を有しないとき」には当該申立てはオンブズマンの調査対象外とされており、また、オンブズマン制度に対するご苦情については、同条例第6条（5）において、「オンブズマンの職務に関する事項」はオンブズマンの管轄から除外することとされ、あなたの上記苦情申立ては、オンブズマンの職務に関する事項に該当するため、オンブズマンの調査の対象外となります。さらに、同条例第15条（5）では、「調査が相当でないと認められるとき」には、当該申立て事項はオンブズマンの調査の対象外となると規定しております。ここでいう「調査が相当でないと認められるとき」には、重複その他の理由により新たな申立てと認められない場合も含まれます。すでに同様の案件を受け付けており、上記各号と重複する申立てとして、同条項に該当し、調査が相当でないと認められるので、オンブズマンの調査の対象外となります。

（27）児童相談所への一時保護

【苦情申立ての趣旨】

熊本市子育て支援課より、平成23年〇月〇日付により、児童扶養手当に係る確認事項について書類が届きました。児童相談所が熊本家庭裁判所へ知的障害施設入所の手続きを行い、審判の結果、親からの虐待は認められない、知的障害施設の承認を認めるとの審判がございましたが、私は、これを不服とし、平成23年〇月〇日に熊本家庭裁判所に即時抗告をいたし、只今、審理中であり、同年〇月〇日に福岡高裁へ確認したところ、まだ、審理中ですとのこと。なのに、親には何も知らされることなく行われたこと、親より先に子育て支援課に知らされること、自体、不審であり不可解です。

【オンブズマンの判断】

今回の申立てについては、多角的に検討した結果、以下の理由から調査をすることができません。

今回の申立ての本質的な趣旨は、熊本市児童相談所が行った一時保護解除決定に対し不服があるというものです。

熊本市児童相談所は「市の機関」（熊本市オンブズマン条例第2条）でありますから、オンブズマンの管轄となります（同条例第6条）。

しかしながら、本件においては、申立人は同決定に対して、審査請求を行っています。熊本市オンブズマン条例第6条但書きでは、管轄外になる事項を定めており、審査請求を行った事項につきましては、「裁決等を求め現に係争中の事項」（同条例第6条第1号）として、オンブズマンは調査することができません。

これは、「裁決等を求め現に係争中の事項」については、当該事項を審理する機関の判断を最大限に尊重する必要があるため、また、申立てている法的救済手段への影響を考慮する必要があるため、オンブズマンの管轄外とすることが相当であると考えられるからです。このように考えることは、オンブズマン制度が他の救済制度の補完的役割を担っていることにも合致するものであります。

また、本件の場合、申立書の記載によりますと、申立人は熊本家庭裁判所の決定に対し福岡高等裁判所へ即時抗告し、現在、審理中とのことですので、「判決、裁決等を求め現に係争中の事項」としてもオンブズマンの管轄外の事項になると考えられます（同条例第1号）。

以上の理由から、今回の申立てについてはオンブズマンが調査することはできません。

（28）市が契約している保険会社の対応

【苦情申立ての趣旨】

- 1 私は、平成23年〇月〇日午前、熊本市道を自動車で行き中に、道路の陥没部分に落ちた（本件事故）。私は、本件事故が原因でムチ打ちになり、〇月〇日まで通院加療を要した。
- 2 私は、同年〇月〇日に、熊本市東部土木センターの担当者の要求に応じて、本件事故に関する私の診断書や領収書等を担当者に手渡した。その後、担当者から私に、本件事故の過失割合について、熊本市6割・運転者4割とする旨の申し出があった。ところが、同年〇月〇日になって、「本件事故の人身損害について、市は無責と査定された」との連絡を受けた。
- 3 市道の陥没部分を放置しているのは、市の怠慢であり、陥没がなければ本件事故もなかったのだから当然に保険金が支払われるべきである。それなのに、保険会社は話し合いにすら応じない態度で無礼な対応をしている。
不払い体質は大きな問題として世間に喧伝されているにもかかわらず、このような会社と契約を締結した市の責任は重大である。
- 4 私が最も問題視するのは、誠意を欠く保険会社の対応であり、かかる悪質な保険会社を契約先とした熊本市の責任である。

【オンブズマンの判断】

あなたが申し立てられた上記苦情申立ての趣旨については、調査を行うかどうか慎重に検討しましたが、熊本市オンブズマン条例第7条（1）では、オンブズマンの職務につき、

「市政に関する苦情を調査すること」と規定しており、市政に関しない場合には当該申立てはオンブズマンの調査対象外とされております。また、同条例第15条(2)では、申立人が市の機関の業務の執行に関する事項やそれに関わる職員の行為によって、自分自身が直接の不利益や権利の侵害を受けたことを調査の対象としております。

本件における市と保険会社との保険契約は、市が保険会社と当該保険契約における権利義務の内容を定めるために締結するものですので、当該保険契約の締結そのものが直接あなたの権利を害したりするものではないことから、調査の対象外となります。また、あなたの苦情申立ては、本件事故についての、民間の保険会社の担当者の査定に起因するものであり、あなたの被っている不利益が、直接には保険会社の行為によるものであって市の行為によるものではないところ、市は民間の保険会社の査定に関与する立場にないので、保険会社の対応に対するご苦情は「市政に関する苦情」とはいえず、オンブズマンの調査の対象外となります。

なお、あなたのご苦情は、法律上の問題となると思われますので、市の無料法律相談の制度などを利用し、弁護士と相談なさることも一方法かと思われます。

(29) オンブズマン制度への不満

【苦情申立ての趣旨】

熊本市オンブズマンはオンブズマン条例に違反した責務において仕事を行っている。先日数件の市政に対する苦情申立てをしたのに調査も行わず放置している。条例に定める熊本市民が熊本市政に対する苦情を理解しようとしていない。第3条のオンブズマンの責務を果たしていない。第15条による調査対象外とした通知書もらったがその理由が申立てを行った自身の利害を有しないと言うが、市政が市民(私)が納めた税金を元に運営されていることから理由となりえないと思う。条例を解釈すると結局オンブズマンの職務に対する苦情を第6条で否定しているのでいい加減な仕事をしていようとも関係のなくなるような構成になっている。熊本市ホームページにある「熊本市自治基本条例をよりよくする会から検討委員会に対する申し入れ書」にも記載されている内容を読んでも懸念されていたとおりの実態となっており、現行のオンブズマン制度に不備があるのは明らかと強く感じる。

【オンブズマンの判断】

たしかに、あなたのご指摘のとおり、熊本市オンブズマン条例第3条ではオンブズマンの責務について定められ、同条例第6条本文ではオンブズマンの管轄について「市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為」としております。さらに、同条例第6条ただし書きでは管轄から除外される事項を定めて、同条(5)において、「オンブズマンの職務に関する事項」はオンブズマンの管轄から除外することとされております。そのため、あなたの上記苦情申立ては、オンブズマンの職務に関する事項に該当する

ため、オンブズマンの調査の対象外となります。もちろん、オンブズマンの活動に対するチェック機能はオンブズマン制度の健全な運営のために必要不可欠ですので、オンブズマンの活動内容に対する評価は、運営状況の報告等を通じてその活動を広く一般市民に公表することにより、市民による総合的な判断を仰ぐこととなります。

なお、あなたの上記ご意見につきましては、本年度末にオンブズマンが報告書をまとめる際に同報告書の内容に反映させたいと考えております。

(30) 市職員の懲戒処分

報告書掲載分の「調査対象とならなかった事例」の(1)と同内容のため割愛します。

(31) 市職員の懲戒処分

報告書掲載分の「調査対象とならなかった事例」の(1)と同内容のため割愛します。

(32) 市職員の懲戒処分

報告書掲載分の「調査対象とならなかった事例」の(1)と同内容のため割愛します。

(33) 地域包括支援センターの入札

【苦情申立ての趣旨】

申立人は市が行う「地域包括支援センター」の入札に参加する予定であった。

平成22年の8月頃、市の高齢介護福祉課に応募要領などにつき問い合わせたところ、担当者からは「一切何も決まっていない」との返答を受けた。しかし、平成23年8月頃になって、前回と異なり応募資格が「社会福祉法人」と「NPO法人」に加えて、「株式会社」や「有限会社」などの営利企業にも入札資格を拡大するとの検討が運営協議会でもたれるようになったため、申立人としては、新たに「社会福祉法人」や「NPO法人」を設立する必要がなくなった。ところが、入札開始直前になって市からえた回答は、応募資格は前回と同様「社会福祉法人」と「NPO法人」に限られるというものであった。

そこで、急遽、「NPO法人」を設立する準備を始めたが、市から「1年以上同種の営業を営んでいないもの」(熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等に関する要綱第3条)として、今回の入札に参加する資格がない旨の通告を受けた。

結果、今回の一連の市の対応により、入札に対する十分な準備がすることができず、入札に参加する資格を与えられず不利益を被ることとなった。

このような市の対応は、行政の公平性、公正性及び透明性に反するものであり、このような公募については広く門戸を開くためにも応募資格に関する応募要領等は周知徹底すべきである。また、今回のように市の対応に不備がある場合には暫定的な救済措置を講じるべきである。

【中止の理由】

申立人により苦情申立てが取下げられたため。

(34) 課税地積・面積の変更

【苦情申立ての趣旨】

平成13年に、固定資産税の課税地積・面積が、現況に応じて、257㎡から221㎡に変更された。しかし、突如として平成21年に、課税地積・面積が257㎡に再変更され、その面積に応じて課税がされるようになった。担当課に問い質しても、「課税地積・面積を変更したければ登記簿を変更してください。」と言うだけで、一向に応じてくれない。

257㎡というのは現況に即していない面積だし、10年近くも221㎡を基準として課税していたのに、突然にそれを再変更するのは納得がいかない。

【市の回答】

本件につき、平成20年度まで課税地積が221㎡だったことは事実ですが、その根拠は不明です。平成21年度から課税地積を257㎡に変更した理由は、法令で定められた評価基準では、土地の評価額を求める場合、原則として登記簿に登記されている地積によるものとされているからです。

平成21年〇月〇日に資産税課長から申立人宛に「固定資産税及び都市計画税に係る土地現況地目等の変更について」という文書を送付し、同年〇月〇日に申立人から固定資産評価審査委員会へ審査申出書が提出されました。そして、同年〇月〇日に、地積については257㎡と認定することが適当との判断を示した固定資産評価決定通知書が申立人に送付されました。固定資産評価審査委員会の決定に不服がある場合は6ヶ月以内にその取り消しの訴えを提起することができることも申立人に通知されていますが、取り消しの訴えは提起されませんでした。その後、平成23年〇月頃になって、申立人から電話にて同様の要望を受け、登記簿の地積変更又は地積測量図（不動産登記令第2条第3号に規定する地積測量図）の提出があれば翌年度から課税地積を変更することが出来る旨をお伝えしました。

以上のとおり、本件は、平成21年〇月〇日に申立人から固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）に審査申出書が提出され、平成21年〇月〇日、委員会において決定している事項です。そのため、評価庁（資産税課）が委員会の決定事項と異なる取り扱いを行うことは出来ず、独自の判断で課税地積を変更することはできません。すでに申立人にご説明したとおり、固定資産課税台帳地積を変更するには、登記地積の変更又は地積測量図の提出をお願いすることになります。

【オンブズマンの判断】

- 1 あなたの申立を調査しましたところ、本件申立については、すでに平成21年〇月〇日、固定資産評価審査委員会に審査申出がなされ、平成21年〇月〇日、審査決定がな

されております。

熊本市オンブズマン条例第6条は「オンブズマンの管轄は、市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為とする。ただし、次に掲げる事項については、除くものとする」と規定し、次に掲げる事項の（1）では「判決、裁決等を求め現に係争中の事項及び判決、裁決等により確定した事項」と規定しております。

したがって、あなたの申立は、上記のうち「裁決により確定した事項」に該当するので、オンブズマンの職務対象外となります。

- 2 以上の次第で、オンブズマンとして本件申立に対して対処することは出来ませんが、あなたの申立に係る苦情については、他の救済方法を取ることで解消することができるのではないかと思います。法的な問題点もありますから無料法律相談を利用するなどして今後の対処方法を検討されるのがよいのではないかと思います。